

令和5年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

令和6年9月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目次

令和5年度の実施状況の概要について

トピックス 5

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	11
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	11
② 治山事業の実施	16
③ 路網の整備	20
④ 地球温暖化対策の推進	22
⑤ 生物多様性の保全	25
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	29
① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	29
② 林業事業体の育成	34
ア 総合評価落札方式や複数年契約等の活用	34
イ 樹木採取権制度の活用	35
③ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	38
(3) 国民の森林としての管理経営	40
① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	40
② 森林環境教育の推進	41

③ 森林の整備・保全等への国民参加	44
ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	44
イ 分収林制度による森林づくり	48

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	51
① 森林の巡視及び境界の保全	51
② 森林病虫害の防除	53
③ 鳥獣被害の防除	55
(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	57
① 「保護林」の設定及び保護・管理の推進	57
② 「緑の回廊」の整備の推進	60
③ 地域やNPO等と連携した希少な野生生物の保護等の推進	62

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給	65
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	70

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進	71
(2) 公衆の保健のための活用の推進	73

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

- (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進……………77
- (2) 公益的機能維持増進協定制度の活用……………80
- (3) 相続土地国庫帰属制度への対応……………81

6 国有林野の事業運営

- (1) 民間委託の推進……………83
- (2) 計画的かつ効率的な事業の実行……………84
- (3) 情報システムの活用とICT（情報通信技術）の導入……………86
- (4) 安全・健康管理対策の推進……………88

7 その他国有林野の管理経営

- (1) 人材の育成……………89
- (2) 地域振興への寄与……………91
- (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献……………93
- (4) 関係機関等との連携の推進……………95

参考

- 1 用語の解説……………96
- 2 林野庁、森林管理局等のホームページ……………103
- 3 令和6（2024）年度の国有林野事業の主要取組事項……………104

注）本報告に記載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス・事例一覧

- トピックス 1 新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定
トピックス 2 令和6年能登半島地震への対応
トピックス 3 立木販売結果の公表
- 事例 1 花粉発生源対策の推進
(関東森林管理局) 15
- 事例 2 豪雨災害により被災した民有林の復旧
(九州森林管理局) 18
- 事例 3 森林土木工事における ICT 施工技術の推進
(近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署) 19
- 事例 4 曲線部の拡幅等による走行車両の大型化への対応
(東北森林管理局 三八上北森林管理署) 21
- 事例 5 地域の森林資源を活用した庁舎新築工事
(北海道森林管理局 森林技術・支援センター) 24
- 事例 6 広葉樹の保残を通じた生物多様性保全への取組
(北海道森林管理局 空知森林管理署北空知支署) 27
- 事例 7 企業による森林づくり活動へのフィールド提供により
30by30 目標の達成に寄与
(関東森林管理局 群馬森林管理署) 28
- 事例 8 特定苗木を用いた再造林による成長の旺盛な若い森林の造成
(関東森林管理局 天竜森林管理署) 31
- 事例 9 集約化試験団地における造林事業の省力化・低コスト化に資
する取組
(四国森林管理局 森林技術・支援センター) 32
- 事例 10 ICT 技術と新たな地拵え機械の導入による施業の効率化
(北海道森林管理局 石狩森林管理署) 33

- 事例 11 樹木採取権制度を活用した林業事業体の育成
(九州森林管理局 熊本南部森林管理署) 37
- 事例 12 森林経営管理制度を踏まえた市町村支援
(中部森林管理局 岐阜森林管理署) 39
- 事例 13 「遊々の森」を活用した森林環境教育の推進
(東北森林管理局 庄内森林管理署・朝日庄内森林生態系保全センター) 43
- 事例 14 えりも岬緑化事業 70 周年記念植樹祭
(北海道森林管理局 日高南部森林管理署) 46
- 事例 15 「春日奥山古事の森」の普及啓発イベントの開催
(近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所) 47
- 事例 16 財団設立 30 周年を記念した育樹ボランティア
(関東森林管理局 静岡森林管理署) 49
- 事例 17 ドローンを用いた新たな境界巡視手法の推進
(林野庁) 52
- 事例 18 「大量集積型おとり丸太法」によるナラ枯れ被害対策
(東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署) 54
- 事例 19 「小林式誘引捕獲法」の普及に向けた現地検討会の開催
(林野庁) 56
- 事例 20 赤西スギ・トチノキ・シオジ等希少個体群保護林の新設
(近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署) 59
- 事例 21 高山帯での植生復元事業
(中部森林管理局 富山森林管理署) 63
- 事例 22 立木のシステム販売によるアカマツの安定供給
(関東森林管理局 磐城森林管理署) 68
- 事例 23 地域のニーズを踏まえた広葉樹の供給
(九州森林管理局 鹿児島森林管理署) 69

- 事例 24 組織の垣根を越えた戸隠^{とがくし}森林植物園の開園準備
(中部森林管理局 北信森林管理署) 74
- 事例 25 白神山地の新たなシンボルツリーの周辺整備と活用
(東北森林管理局 米代西部森林管理署・藤里森林生態系保全センター) 75
- 事例 26 民有林と連結した路網の整備等に向けた森林整備推進協定の締結
(四国森林管理局 愛媛森林管理署) 79
- 事例 27 相続土地国庫帰属制度の適切な運用に向けた協力
(中部森林管理局) 82
- 事例 28 UAV レーザ計測による立木調査等業務の実施
(林野庁) 87
- 事例 29 地方公共団体職員等との森林整備に係る技術研修
(森林技術総合研修所) 90
- 事例 30 島根県との「林業技術の相互供与等に関する協定」の締結
(近畿中国森林管理局 島根森林管理署) 92
- 事例 31 10年目を迎えた環境放射線モニタリング調査事業
(関東森林管理局 森林放射性物質汚染対策センター) 94

ホームページ掲載事例一覧

- 事例 32 愛媛大学と連携した天然更新調査
(四国森林管理局 愛媛森林管理署)
- 事例 33 花粉の少ないスギの生産拡大に向けた取組
(九州森林管理局 大分西部森林管理署)
- 事例 34 ICT を活用した森林調査方法等の民有林への普及
(近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署)
- 事例 35 県との連携による市町村職員への技術的支援
(四国森林管理局 四万十森林管理署)
- 事例 36 小学6年生を対象とした職業講話
(東北森林管理局 青森森林管理署)
- 事例 37 分収造林制度を活用した森林づくりによるSDGsの推進
(北海道森林管理局 石狩森林管理署)
- 事例 38 保護林の区域拡張及び保全利用地区の追加設定
(中部森林管理局)
- 事例 39 クマ剥ぎ被害防止に向けた効果的な対策の取組
(東北森林管理局 置賜森林管理署)
- 事例 40 屋久島世界自然遺産登録30周年記念シンポジウム
(九州森林管理局 屋久島森林管理署・屋久島森林生態系保全センター)

上記、「ホームページ掲載事例一覧」の事例は以下のホームページに掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画
(平成30(2018)年12月25日策定)の実施状況の事例
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/jirei.html



図一覧

1	国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
図-1	国有林野の分布	12
図-2	国有林野における人工林の齢級構成	13
図-3	国有林野における一貫作業システムの実施面積 (○)	30
図-4	樹木採取権の設定及び検討中の箇所	36
2	国有林野の維持及び保存	
図-5	国有林野におけるシカ捕獲頭数 (○)	55
図-6	「保護林」と「緑の回廊」位置図	61
3	国有林野の林産物の供給	
図-7	国有林野事業における立木の伐採量 (○)	66
図-8	伐採量、供給量、販売量の関係について	67
5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全等	
図-9	森林共同施業団地の現況 (○)	78
図-10	公益的機能維持増進協定制度のイメージ	81
図-11	国庫に帰属された森林の例	82
6	国有林野の事業運営	
図-12	代表的な森林管理署の事業実施体制	83
図-13	国有林野事業の債務返済状況 (○)	85
図-14	国有林 GIS の活用	86

(○) の図は以下のホームページに過去のデータを掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



表一覽

1	国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
表-1	国有林野の森林資源の現況	13
表-2	国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿	14
表-3	保安林の現況	17
表-4	更新、保育、間伐事業の実施状況 (○)	23
表-5	森林土木工事における木材・木製品の使用状況 (○)	23
表-6	国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況 (○)	30
表-7	大学及び試験研究機関との協定数 (○)	30
表-8	複数年契約による間伐等事業の状況 (○)	34
表-9	樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況	36
表-10	教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況 (○)	42
表-11	国民参加の森林づくりの協定締結状況	45
表-12	分収林の現況面積 (○)	48
2	国有林野の維持及び保存	
表-13	松くい虫被害の状況と対策 (○)	53
表-14	保護林区分	58
3	国有林野の林産物の供給	
表-15	国有林材供給量(素材(丸太)換算) (○)	66
表-16	国有林野事業における素材(丸太)供給量 (○)	67
表-17	民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材(丸太)供給実績 (○)	67
表-18	民有林と連携したシステム販売による木材供給量 (○)	70
4	国有林野の活用	
表-19	国有林野の用途別貸付け等の状況 (○)	72
表-20	国有林野の用途別売払い状況 (○)	72
表-21	レクリエーションの森の現況及び利用者数 (○)	73
5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等	
表-22	公益的機能維持増進協定の締結状況	80

6 国有林野の事業運営

表-23 請負事業等における重大な災害の発生状況 (○) 84

表-24 国有林野事業収入の状況 (○) 85

表-25 職員の災害の発生状況 (○) 88

7 その他国有林野の管理経営

表-26 森林管理局・署等における森林総合監理士の育成状況 (○) 89

(○) の表は以下のホームページに過去のデータを掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に
関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



令和5年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占め、その多くが奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に分布し、人工林^{*}や原生的な天然林^{*}等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、森林に対する国民の要請は公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、国有林野に対しても国土の保全や地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなるとともに、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や我が国の森林・林業の再生への貢献が求められています。

これらの国民からの要請に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成25(2013)年度から、一般会計で実施する事業に移行し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林^{もり}」とするよう、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進しています。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、民有林の経営に対する支援や木材の安定供給等の取組を進めています。

(国有林野のデータ)

< 国有林の組織 >

- ・ 全国に7の森林管理局
- ・ 流域（森林計画区）を単位とした98の森林管理署を設置

< 面積の概要 >

- ・ 国土面積 3,780 万 ha のうち、国有林野^{*1}の面積 758 万 ha
- ・ 森林面積 2,502 万 ha のうち、国有林^{*2}の割合 30%

（人工林面積 1,009 万 ha のうち、国有林の割合 22%）

*1 国有林野は、国有林野管理経営法に基づく地域管理経営計画の対象（原野や附属地が含まれる）

*2 国有林は、森林法に基づく国有林の地域別森林計画の対象（官行造林等が含まれる）

< 保安林^{*}・保護林・自然公園の指定状況 >

- ・ 91%が保安林（保安林全体のうち56%が国有林野）
- ・ 13%が保護林
- ・ 29%が自然公園（自然公園全体のうち39%が国有林野）

< 世界自然遺産^{*}（陸域）に国有林野が占める割合 >

- ・ 知床 94%
- ・ 白神山地 100%
- ・ 小笠原諸島 81%
- ・ 屋久島 95%
- ・ 奄美・沖縄 68%

(管理経営基本計画及び令和5年度の実施状況)

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の皆様の見解を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で5年ごとに策定することになっています。

令和5(2023)年度は、平成30(2018)年12月に定めた平成31(2019)年4月から令和11(2029)年3月までを計画期間とする管理経営基本計画に基づき、国有林野を名実ともに「国民の森林」としていくため、

①公益重視の管理経営の一層の推進、②民有林の経営に対する支援など森林・林業再生への貢献、③「国民の森林」としての森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の皆様にご理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

なお、令和5(2023)年12月に、令和6(2024)年4月から令和16(2034)年3月までを計画期間とする新たな管理経営基本計画を策定しました。

*右肩に「※」を付している用語については、その解説を96～102ページに記載。



国有林野の管理経営に関する基本計画

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html



沼沢湖と紅葉

(撮影地：福島県大沼郡金山町 会津森林管理署 上平国有林)

トピックス1 ～新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定～

令和5(2023)年12月22日に、令和6(2024)年4月から令和16(2034)年3月までを計画期間とする新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定しました。

新たな計画では、複層林化の推進や治山対策、生物多様性の保全など公益重視の管理経営を一層推進するとともに、「新しい林業」の実現に向けた技術開発・普及や組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献するなど、主に以下の取組を推進することとしています。

1. 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 国有林野の重視すべき機能に応じ5タイプに区分し公益林として管理経営
- ・ 森林・林業基本計画に基づく複層林化等の先導的な推進
- ・ 森林吸収量の確保・強化に向けたエリートツリー等による成長の旺盛な若い森林の造成
- ・ 花粉発生源対策の加速化
- ・ 原生的な天然林等を保護林として保護・管理
- ・ 国土強靱化基本計画に基づく治山対策
- ・ 30by30目標の達成に向けた生物多様性保全の取組

2. 森林・林業施策全体の推進への貢献

- ・ 「特に効率的な施業を推進する森林」を設定し、「新しい林業」の実現に向けた取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に推進
- ・ 林業の低コスト化に向けた技術開発・実証と普及
- ・ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- ・ 森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量の拡大への貢献
- ・ 木材需給急変時の供給調整機能の円滑な発揮
- ・ 複数年契約や樹木採取権制度^{*}等を活用した林業事業体の育成

3. 国民の森林としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 公用・公共用、公衆の保健等のための国有林野の貸付け等を適切に実施
- ・ 国土保全等への配慮と地域の意向を踏まえた再生可能エネルギー発電事業への適切な貸付け等
- ・ 森林 GIS[※]やドローン[※]等を活用した業務の効率化
- ・ 相続土地国庫帰属制度への対応

(策定までの経過)

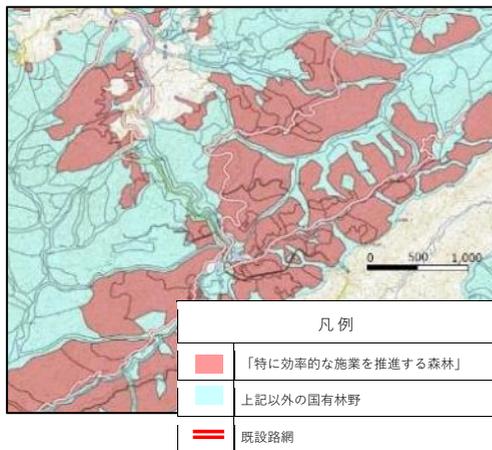
令和 5 (2023)年 9 月 12 日	林政審議会 (計画の策定方向等)
10 月 17 日	林政審議会 (計画素案の審議)
10 月 25 日	
～11 月 24 日	パブリックコメント
12 月 21 日	林政審議会 (諮問・答申)
12 月 22 日	新たな管理経営基本計画の決定・公表

【「特に効率的な施業を推進する森林」について】

新しい林業の実現に向けて、水源涵養タイプの人工林のうち持続的な林業生産活動に適したものを、「特に効率的な施業を推進する森林」として設定し、主伐・再造林等の取組を国有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めていくこととしています(令和 5 (2023)年度末までに全国で約 56 万 ha 設定)。

例えば、棚倉森林管理署の入山国有林では、以前から、需要が旺盛な地域で林道からの距離が近い森林において継続的に伐採・造林一貫作業等の効率的な施業を実施しています。今後は、このような森林を当該森林として設定し、効率的な施業を推進するとともに、民有林への普及等に取り組みます。

イメージ 1



イメージ 2



【関東森林管理局棚倉森林署入山国有林】
(主伐・再造林実施箇所)

トピックス2 ～令和6年能登半島地震への対応～

令和6(2024)年1月1日に石川県能登地方を中心に令和6年能登半島地震(最大震度7)があり、甚大な山地災害が発生しました。

林野庁では、地震発生翌日から被害状況把握のため、各森林管理局(近畿中国森林管理局、中部森林管理局、関東森林管理局)によるヘリコプター調査を実施しました。また、技術支援のためのMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)を派遣するとともに、MAFF-SAT内に治山・林道技術者による「能登半島地震山地災害緊急支援チーム」を編成し、石川県と連携しながら奥能登地域における避難所・集落周辺の森林や治山施設等の緊急点検、復旧計画の作成等に向けた支援を行いました。

【県と連携したヘリによる被害状況調査】 (令和6(2024)年)

MAFF-SATによる 現地調査

調査日	調査箇所	所属
1月2日	石川県内	近畿中国森林管理局
1月5日	新潟県内 富山県内	関東森林管理局 中部森林管理局



災害アプリによる
撮影箇所の表示



現地とのリアルタイム
による情報共有



ヘリ調査で確認された
被災箇所

令和6年能登半島地震に関する情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/saigai/joho/06saigainoto.html>



【MAFF-SAT 派遣状況（林野庁関係）】

（令和6（2024）年1月～3月）

所 属	延べ人数	派遣先
林野庁	140人	石川県
北海道森林管理局	5人	石川県
東北森林管理局	5人	石川県
関東森林管理局	12人	石川県、新潟県
中部森林管理局	16人	石川県、富山県
近畿中国森林管理局	110人	石川県



石川県職員との復旧計画作成



奥能登地区山地災害復旧対策室の設置

また、石川県からの要請を踏まえ、輪島市及び珠洲市内の民有林において国直轄による災害復旧等事業を実施することを決定し、本格的な復旧に先駆け二次災害防止に向けた応急対策工事等に着手することとしました（同年3月に7か所、6月に2か所決定し、計9か所）。

併せて、今後の円滑な復旧事業実施のため、石川県金沢市内に「奥能登地区山地災害復旧対策室」を同年4月1日付けで設置しました。

引き続き、奥能登地域における民有林直轄治山事業の実施を予定しており、関係機関等と連絡調整を図りながら、被災地の早期復旧に取り組んでいきます。

【奥能登地域における国直轄事業の主な実施箇所】



トピックス3 ～立木販売結果の公表～

国有林野事業では、民有林における適切な立木取引に資する取組として、国有林野事業における立木販売^{*}結果の公表を開始し、初年度である令和5(2023)年度の実績として442件を公表しました。

この取組は、令和5(2023)年4月以降の入札で落札された主伐箇所¹の立木販売物件を対象とし、入札金額等の入札結果と物件情報(樹種、直径、本数、材積、品質、位置情報等)を一体として、各森林管理局が統一的にウェブサイト²で公表するものです。

立木価格は、立地条件や林分内容等に大きく左右されます。また、立木取引は市場を介しないため、森林所有者や市町村等の民有林関係者は、価格についての情報が限られていましたが、この取組により、類似の林分の販売結果を参考できるようになります。また、それによって再生林に繋がる適切な立木取引に寄与することも期待されます。

【令和5(2023)年度の立木販売公表結果】 (主要樹種スギ:88件)

	平均値	最低値～最高値
材積あたり単価 (円/m ³)	3,030	1,119～8,138
面積あたり単価 (千円/ha)	1,675	402～3,903
面積あたり蓄積 (m ³ /ha)	561	303～1,039

注1：私権設定のある人工林等は除く。

2：物件材積の過半をスギが占めるものを対象とする。

3：「材積あたり単価」とは、立木材積あたりの単価のことを指し、利用材積あたり単価とは異なる。(例えば、利用率75%で推計すると、平均値は4,000円程度となる。)

国有林野事業における立木販売結果の公表

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/hanbai/hanbaikekka.html>



【物件情報の例（一部抜粋）】（東北森林管理局の例）

東北森林管理局

立木販売結果【令和5年度】

7月

入札日	森林管理番号	公売結果一覧簿
7月4日	青森森林管理署	(PDF: 1.927KB)
7月14日	由利森林管理署	(PDF: 2.401KB)
7月19日	岩手北部森林管理署	(PDF: 7.339KB)
7月20日	三八上北森林管理署	(PDF: 1.045KB)
7月24日	岩手南部森林管理署	(PDF: 6.821KB)
7月25日	三陸北部森林管理署	(PDF: 2.181KB)

入札結果

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	材積 (m ³)	最高入札価格(税抜)	応札者数
(8)	矢神嶺国有林 49に1林小班 (内)	-	皆伐	3.18	62	スギ外	2,033	2,135	7,410,000	3

物件明細

樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均	
			10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m ³)	径級 (cm)
スギ	生立木	一般材			20	697	518	40	1,275	2,042.09	40	26
スギ	生立木	低質材		120	60				180	44.72	20	13
N 計				120	80	697	518	40	1,455	2,086.81		

位置図



1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

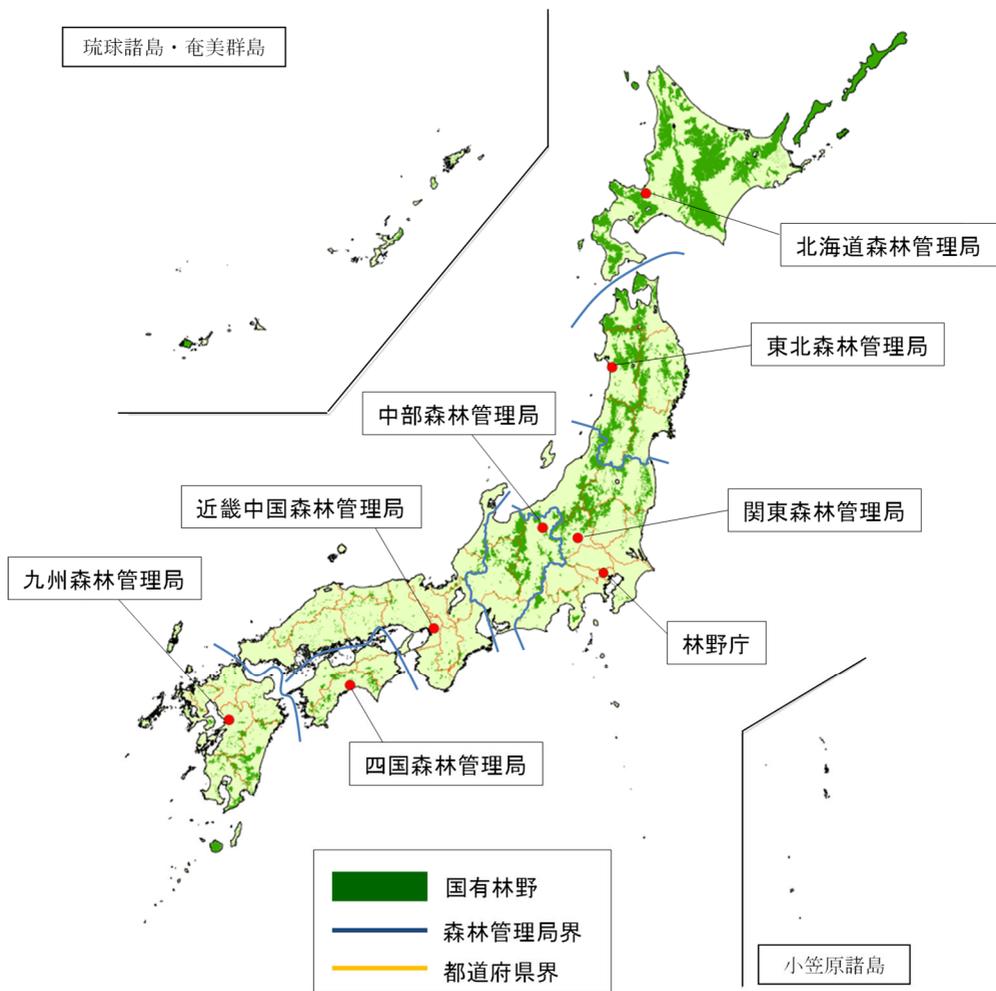
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

国有林野は、奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵^{かん}養タイプ」の5つの機能類型に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、いわゆる公益林として適切かつ効率的な森林施業^{せぎやう}等を実施しています。これにより、国土の保全や地球温暖化防止、花粉発生源対策等への国民の多様な期待に応えつつ、「パリ協定^{*}」や「SDGs（持続可能な開発目標）^{*}」といった国際的な動向にも適切に対応しています。森林は、「SDGs」の様々な目標に関連していることから、国有林野の管理経営を通して、様々な目標を達成することで、持続可能な世界の実現に向けて貢献します。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより発揮しています。

図—1 国有林野の分布



表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万 m³、国有林率%)

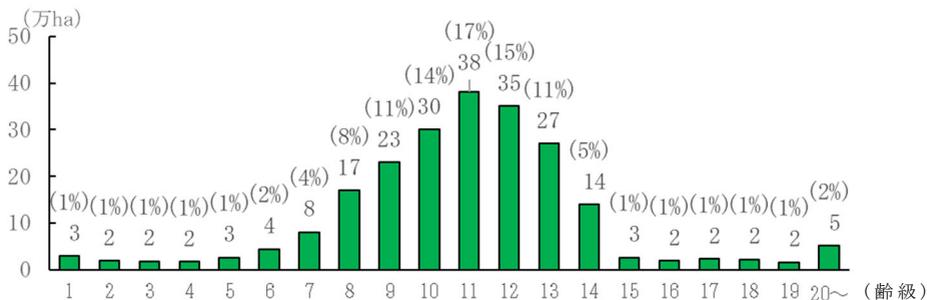
森林管理局		合計				(参考)
			人工林	天然林	その他	国有林率
面積	北海道	307	65	221	20	54.8
	東北	165	55	101	8	43.8
	関東	118	34	74	11	28.9
	中部	65	18	38	9	26.8
	近畿中国	31	13	17	1	6.1
	四国	18	12	6	0	13.0
	九州	53	27	24	2	18.8
	合計	758	223	482	53	30.0
蓄積		1,256	518	738	1	23.0

注 1：面積及び蓄積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在の数値である。

2：国有林率は、令和 4 (2022) 年 3 月 31 日現在の森林法第 2 条第 1 項に規定する森林に占める林野庁所管の森林法第 2 条第 3 項に規定する森林の割合である。

3：計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の齢級構成



注 1：国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在の数値である。

2：齢級とは、森林の林齢を 5 年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を「1 齢級」、6～10 年生を「2 齢級」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 162 万 ha (21%)	山地災害防止及び土壌 保全機能の発揮を第一 とすべき森林	根や表土の保全、下層 植生の発達した森林の 維持
自然維持タイプ 173 万 ha (23%)	原生的な森林生態系や 希少な生物の生育・生 息する森林等、属地的 な生物多様性保全機能 の発揮を第一とすべき 森林	良好な自然環境を保持 する森林、希少な生物 の生育・生息に適した 森林の維持
森林空間利用タイプ 43 万 ha (6%)	保健、レクリエーショ ン、文化機能の発揮を 第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用 の形態に応じた多様な 森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の機 能の発揮を第一とすべ き森林	汚染物質の高い吸着能 力、抵抗性がある樹種 から構成される森林の 維持
水源涵養タイプ 381 万 ha (50%)	水源の涵養 ^{かん} の機能の発 揮を第一とすべき森林	人工林の間伐 [＊] や伐期 の長期化、広葉樹の導 入による育成復層林 [＊] への誘導等を推進し、 森林資源の有効活用にも 配慮

注 1：面積は、国有林野管理経営規程第 12 条第 1 項に基づく計画対象森林の令和 6
(2024)年 4 月 1 日現在の数値である。

2：国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 5 千 ha）を含む。

3：木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給
体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

国有林における森林整備

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/seibi.html



事例 1 花粉発生源対策の推進

(関東森林管理局)



- 茨城県常陸太田市 ひたちのおおたし ひがしやま 東山国有林
- 花粉の少ないスギ苗木の植栽
(令和4(2022)年4月)



- 茨城県東茨城郡城里町 しろさとまち うめがさわ 梅香沢国有林
- 植栽から4年後の苗木
(令和5(2023)年6月)

関東森林管理局では、平成19(2007)年度に関係都県と連携して「首都圏等花粉発生源対策推進協議会」を設置し、首都圏と周辺地域のスギ花粉発生源対策に取り組んできました。同協議会では、重点対策区域を定めて対策を進めることとし、国有林では、対策最終年度となる平成29(2017)年度までに、約620ha(群馬、東京、千葉、神奈川、山梨、静岡の各都県の一部)において、花粉の少ない苗木の植栽及びスギ以外への樹種転換を行いました。

対策終了以降も管内全域で花粉の少ないスギへの植替えや苗木生産者に対して花粉の少ないスギ苗木増産の呼びかけ等を継続し、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度の間約2,200haを花粉の少ないスギに転換しました。なお、令和5(2023)年度は、局管内で使用するスギ苗木(1,379千本(690ha相当))の内、65%が花粉の少ない苗木となっています。

今後は、令和5(2023)年5月の「花粉症対策の全体像」、同年10月の「花粉症対策初期集中対応パッケージ」に基づいて、これまでの取組を更に充実させ、スギ人工林の伐採・植替えなど花粉症発生源対策に率先して取り組んでいきます。

② 治山事業の実施

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、国有林野面積の91%に当たる686万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されています。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコスト縮減に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧、保安林の整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内で集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行うとともに、民有林においても、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っています。

また、民有林と国有林の間での事業調整や情報共有を図り、事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、連携して荒廃地の復旧整備を行っているほか、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水^{*}」に国土交通省はじめ関係省庁等と連携して取り組んでいます。

さらに、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに調査するため、ヘリコプターやドローン等を活用

した被害調査や専門的な知識・技術を有する職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）の派遣を行っており、その一環として、各森林管理局の技術者を「山地災害対策緊急展開チーム」として被災地へ派遣しています。令和6（2024）年1月の「令和6年能登半島地震」で被害が発生した際には、延べ約290人の技術者を派遣しました。加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）との協定に基づく陸域観測技術衛星「だいち2号」（ALOS-2）による緊急観測データ等の活用や、通信エリア圏外でも調査箇所の位置情報等を取得できるモバイルアプリケーション「山地災害調査アプリ」の活用等により、迅速な被害把握に取り組むとともに、これらの情報を地方公共団体にも共有するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

表－3 保安林の現況

（単位：万 ha、％）

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	927	566（61）
土砂流出防備	263	107（41）
土砂崩壊防備	6	2（32）
その他の保安林	109	47（44）
合計〔延面積〕	1,305	722（56）
〔実面積〕	1,229	686（55）

注1：令和6（2024）年3月末現在の数値である。

2：国有林野の面積には、官行造林地を含まない。

3：（ ）書は、総面積に占める国有林野面積の割合（％）である。

4：「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。

5：計の不一致は、四捨五入による。

事例 2 豪雨災害により被災した民有林の復旧

(九州森林管理局)



- ・ 熊本県あしきたぐんあしきたまち 葦北町
- ・ (左) 山腹崩壊 (令和2(2020)年7月)
- ・ (右) 工事完成後 (令和5(2023)年4月)

令和2(2020)年7月、停滞した梅雨前線の影響により、特に熊本県球磨川流域において記録的な大雨となり、多数の山腹崩壊や河川の氾濫等の甚大な被害が発生しました。この令和2年7月豪雨では多数の治山施設や林地に被害が発生したことから、熊本県知事から国に対して直轄事業による復旧事業実施の要請が行われました。

この要請を受けて、九州森林管理局では、葦北町33か所、津奈木町2か所及び水俣市1か所の計36か所の地区を対象に、葦北地区特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業として治山施設や林地の復旧を実施し、令和5(2023)年9月に全ての工事が完了しました(総事業費約31億円)。

同局は、同年12月に熊本県知事へ本事業の完了報告を行い、施工した施設を熊本県へ移管しました。

今後も、国民の安心と安全の確保のため、民有林への支援を含めた災害対応に取り組んでいきます。

国有林における治山事業

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/tisan/tisan.html



事例3 森林土木工事における ICT 施工技術の推進

(近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署)



- 兵庫県^{しろうし とくらがしやま}宍粟市 戸倉東山国有林
- (左) ドローンによる3次元起工測量 (令和5(2023)年4月)
- (右) ICT 法面掘削機による施工 (令和5(2023)年5月)

ICT 法面掘削機ガイダンス画面

国有林野事業では、生産性の向上及び足場が悪い現場での作業負担の軽減や安全性の向上を図るため、先進的な ICT 施工技術の活用を推進しています。

兵庫森林管理署では、降雪等の影響により施工時期に制限がある地域や侵食が進行して危険度が増した山腹崩壊斜面において、効率性と安全性を確保・向上させた施工体制を構築するために、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて ICT 法面掘削技術の導入を図りました。

具体的には、面積約 0.4ha、掘削土量約 2,100 m³の山腹工事において、①ドローンによる3次元起工測量、②3次元シミュレーションによる設計、③ICT 法面掘削機械による施工、④ドローンによる3次元出来形管理、⑤3次元データを含む完成書類の作成の5段階の各工程において ICT 施工技術を導入し、その結果、作業日数を20日間、高所急斜面での作業時間を約80%短縮することができました。

引き続き、先進的な ICT 施工技術の推進に積極的に取り組んでいきます。

③ 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、施業の計画や林地保全等にも十分配慮しながら、林道（林業専用道^{*}を含む。以下同じ。）と森林作業道^{*}を適切に組み合わせた路網^{*}の整備を行っており、基幹的な役割を果たす林道については、令和6（2024）年3月末で13,498路線、総延長46,248kmとなりました。

路網の整備に当たっては、排水機能の強化などにより、災害の激甚化等に対応するとともに、橋梁等の長寿命化を図るため、施設ごとに点検・診断や補修・更新等を計画的に進めています。また、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。

これらの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施等、民有林への普及にも取り組んでいます。

また、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林野と民有林野が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例4 曲線部の拡幅等による走行車両の大型化への対応 (東北森林管理局 三八上北森林管理署)



かみきたぐんろつかしよむら おぶちだいち
・青森県上北郡六ヶ所村 尾駮第一国有林

- ・(左) 改修した林道(十分な幅員を確保した車回し)(令和5(2023)年9月)
- ・(右) 林道事業担当者会議(現地検討会)の様子(令和5(2023)年11月)

さんばちかみきた

三八上北森林管理署では、既設の二又林道において、走行車両の大型化による木材輸送の効率化を図るため、曲線部の拡幅や線形の改修、路面の耐久性向上のための鉄鋼スラグの活用など、起点から延長2,100mの区間で改良工事を実施しました。この改良により、従来の10t積みトラックの走行が可能な第2種2級規格林道から、セミトレーラの走行が可能となる第1種2級規格林道へと格上げされました。

令和3(2021)年に改正された林道規程に基づく第1種2級規格林道は、全国的にも例が少なく、先駆的事例であるため、東北森林管理局主催の管内各県林道事業担当者会議における現地検討の場としても活用されました。本林道は当該改良区間を含め全長が8,926m、アクセスできる森林面積は約1,172haであり、令和6(2024)年度から令和16(2034)年度にかけて約640haの間伐等の森林整備と、約56,000m³の間伐材等の丸太の運搬に活用される計画です。

今後、セミトレーラ対応規格のモデルケースとして地域の民有林関係者にも工法等を普及していきます。

④ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画^{*}に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしています。

国有林野事業においても、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林^もづくりとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及に努めることとしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理（16 ページ参照）等を行っており、令和5（2023）年度には、我が国の森林全体で年平均45万haの間伐等の実施目標に対して、国有林野事業で約8.5万haの間伐を実施しました。

木材の有効利用については、森林整備の推進や炭素の貯蔵にも貢献することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事における木材の利用等にも取り組んでいます。

また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されることから、気候変動適応計画^{*}等を踏まえ、健全な森林の整備、治山施設の整備（16 ページ参照）、「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理（57, 60 ページ参照）等に取り組んでいます。



地球温暖化対策の推進

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ondanka_taisaku.html

表－４ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		(参考) 令和 3 (2021) 年度	(参考) 令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
更新※ (ha)	人工造林※	10,771	8,893	9,472
	天然更新※	1,445	1,338	892
保育※ (ha)	下刈り※	46,078	47,005	41,441
	つる切※、 除伐※	7,915	7,735	5,642
間伐(万 ha)		9.6	9.3	8.5

注 1 : 分収造林 (48 ページ参照) における実績を含む。

2 : 間伐 (万 ha) は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－５ 森林土木工事における木材・木製品の使用状況

(単位 : m³)

区 分	(参考) 令和 3 (2021) 年度	(参考) 令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
林道事業	4,745	4,592	3,671
治山事業	22,820	17,967	15,572
計	27,565	22,559	19,243

参考 : 令和 5 (2023) 年度に使用した木材・木製品には、約 3.0 千 t の炭素 (約 11.1 千 t 分の二酸化炭素 : 全てスギを使用したと仮定) が蓄えられている。

事例5 地域の森林資源を活用した庁舎新築工事

(北海道森林管理局 森林技術・支援センター)



- ・北海道士別市^{しへつし} 森林技術・支援センター
- ・(左) 新庁舎の外観 (令和6(2024)年6月)
- ・(右) 内観・ペレットストーブ (令和6(2024)年1月)

農林水産省では、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、農林水産省木材利用推進計画を定めており、庁舎などの施設については、コストや技術の面で困難な場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、内装の木質化を推進することとしています。

北海道森林管理局では、北海道士別市にある森林技術・支援センターの庁舎新築にあたって、木材の利用を進める観点から、外壁の一部をトドマツ、カラマツ、エゾマツによる木板張、内装の仕上げには羽目板張を使用し、さらに事務室内のパーテーションや庁名板にCLT（直交集成板）を活用*しました。また、ホールの暖房設備に木質ペレットストーブを採用することにより、化石燃料の使用を抑制するとともに森林資源の有効活用を図りました。

来庁者等からは、「木の温もりやペレットストーブの温かみを感じられる」や「CLTの活用方法がよく分かる」などの声が寄せられており、引き続き、CLT活用事例としてPRするとともに、積極的な木材利用に取り組んでいきます。

* 木材を107 m³利用し、約70 t (CO₂換算)の炭素を貯蔵。

⑤ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の保全に向け、昆明・モンリオール生物多様性枠組^{*}を踏まえ、生物多様性国家戦略 2023-2030^{*}や気候変動適応計画に基づき取組を推進していく必要があります。このため国有林野事業では、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進するとともに（57, 60 ページ参照）、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいます。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林^{*}化、複層林化、長伐期化^{*}や里山等の積極的な整備等、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林を保護樹帯等として保全することに取り組んでいます。

また、地域やNPO^{*}、ボランティアの方々等と連携し、希少種の保護や植生の復元、シカ被害対策等に取り組んでいます（51, 55 ページ参照）。

さらに、生物多様性の保全や自然再生等に取り組む地域の方々等と連携して、国有林野の生物多様性について現地調査等を実施し、そのデータに基づいた植生復元活動等を実施しています。また、それぞれの地域や森林の特色を活用した生物多様性の保全にも効果的な森林管理をモデル的に行うため、地域の方々等と協働・連携して森林の整備・保全活動を行うモデルプロジェクトに取り組んでいます。

また、昆明・モンテリオール生物多様性枠組に掲げられた 2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する

「30by30 目標」の達成に向けては、保護林の新設・区域
拡張のほか、企業による森林づくり活動へのフィールド提供
等に取り組んでいます。



生物多様性の保全

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/index.html

事例6 広葉樹の保残を通じた生物多様性保全への取組

(北海道森林管理局 空知森林管理署北空知支署)



アカゲラ



ハシブトガラ

- 北海道雨竜郡北竜町 美葉牛国有林
- (左) 保残した広葉樹 (令和5(2023)年7月)
- (右) 広葉樹保残箇所にて観察された森林性鳥類

北海道森林管理局では、生物多様性保全に配慮した森林施業に取り組んでいます。空知森林管理署北空知支署では、この取組の一環として、令和5(2023)年度、美葉牛国有林内に所在するカラマツ人工林の伐採跡地で主伐時に広葉樹を単木保残し針広混交林化を目指している箇所において、鳥類等による保残広葉樹の利用状況を調査しました。

調査の結果、森林性鳥類に関しては、広葉樹を保残した箇所ではそれ以外の箇所に比べ多くの種類が観察でき、保残木の樹冠・幹などを採餌場所やソングポスト*として利用していることが確認されました。

今後も各地において、広葉樹の保残等の施業による生物多様性保全に係る効果の検証を重ね、そうした施業を地域管理経営計画へ反映させるなどし、取組を拡大していけるよう努めていきます。

*鳥類がさえずるために留まる場所。木の梢や杭等の目立つ場所に留まり、異性への求愛行動や縄張りアピールを行う。

事例7 企業による森林づくり活動へのフィールド提供により 30by30 目標の達成に寄与

(関東森林管理局 群馬森林管理署)



- ・群馬県しほかわしあかまちあかぎさん渋川市赤城町赤城山国有林
- ・(左)「サントリー天然水の森 赤城」林内の様子(平成23(2011)年6月)
- ・(右)植樹祭の様子(平成21(2009)年5月)

群馬森林管理署では、平成20(2008)年にサントリーホールディングス株式会社と協定を締結し、国有林野を森林づくり活動のフィールドとして提供しています。同社は、この協定に基づき国有林内に設定した約1,300haの「サントリー天然水の森 赤城」を対象に、植付、下刈りなどの森林整備活動や生物多様性に係るモニタリング調査等を行っています。

令和6(2024)年3月にこれらの活動が評価され、「自然共生サイト」*に認定されました。

林野庁では、今後とも、生物多様性保全の取組を行う民間団体等にフィールド提供するなど、国有林野の活動を通じて、30by30目標の達成に寄与していきます。

*「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として環境省が認定する区域のこと。認定区域は、自然公園や国有林の保護林・緑の回廊等の法制度等に基づく保護地域との重複を除き、OECM(Other Effective area-based Conservation Measures:保護地域以外で生物多様性保全に資する区域)として国際データベースに登録される。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献

国有林野の管理経営に当たっては、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、民有林関係者等と川上から川下までの一体的な連携を図りつつ、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組んでいます。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

国有林野事業では、まとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理経営や林産物の安定供給等を行っている特性を活かし、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を行っています。その成果については、事業での実用化を図りつつ、現地検討会等を通じて、民有林への普及・定着に取り組んでいます。

特に、特定苗木^{*}、早生樹^{*}等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や、衛星画像、ドローン等のほかICT（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証に取り組むとともに、下刈り回数の削減や実施時期の見直し、効果的な獣害防除、複層林への誘導等の普及に取り組んでいます。これらの実施に当たり、大学や試験研究機関と協定を締結するなど、技術開発に関する共同試験の実施及び研究成果の共有、フィールドの提供等を行っています。

また、自ら事業を発注し、全国で多数の事業実績を分析できる特性を活かしつつ、より実践的な取組として、コンテナ苗[※]等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム[※]」を実施するとともに、工程管理の導入・改善等の生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る「生産性向上プログラム」等を推進しています。

表－６ 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区分	(参考) 令和3(2021)年度	(参考) 令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実施回数	179回	241回	244回
延べ参加人数	5,437名	7,458名	7,750名
うち民有林関係者	2,339名	3,393名	3,599名

注1：各年度に、森林管理局・署が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

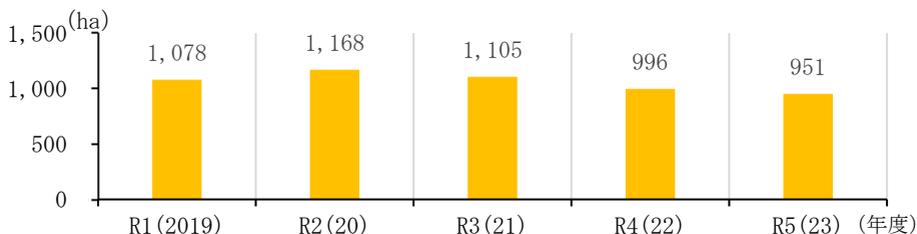
注2：民有林関係者とは、森林管理局・署職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。

表－７ 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	18(7局)	10(5局)	28
森林管理署	8(4局7署)	17(3局15署)	25
計	26	27	53

注：令和6(2024)年3月末現在の数値である。

図－３ 国有林野における一貫作業システムの実施面積



事例 8 特定苗木を用いた再造林による成長の旺盛な若い森林の造成

(関東森林管理局 天竜森林管理署)



静岡県浜松市天竜区龍山町 瀬尻国有林

- ・ (左) 植付から半年後の様子 (令和3(2021)年2月)
- ・ (右) 植付から3年後の特定苗木 (令和6(2024)年3月)

天竜森林管理署では、成長に優れ、下刈りの省力化が期待できるスギ特定苗木を令和2(2020)年度に4,500本植栽しました。その後、5年間にわたって成長量を調査し、下刈りの省力化に関する効果検証を行っています。毎年の比較調査の結果、2年生時(令和3(2021)年度)には樹高が概ね80cm程度、3年生時(令和4(2022)年度)には樹高が概ね2m程度に成長したため、これまで同地域では一般的に6年生時まで必要としていた下刈りを省略できることが確認できました。また、3年生時にはシカによる食害を受けにくくなるとされる樹高150cmをすでに超えていたことから、獣害対策としても効果が期待できる結果となりました。さらに、樹木の旺盛な成長は、空気中のCO₂固定量の増大にも繋がることから、下刈りの省力化、獣害対策と併せて地球温暖化対策にも有効であると考えられます。

この結果を踏まえ、令和5(2023)年度からは、静岡県内の苗木生産者と連携し、県内の国有林で植栽するスギの全量を特定苗木へと転換しており、引き続き、特定苗木の効果の把握とこれを活用した森林の造成、こうした成果の民有林への普及に努めていきます。

事例 9 集約化試験団地における造林事業の省力化・低コスト化に資する取組

(四国森林管理局 森林技術・支援センター)



- ・香川県高松市塩江町 鷹山国有林
- ・早生樹の造林技術の確立試験
(令和3(2021)年10月)



- ・高知県吾川郡いの町 葛籠谷黒滝山国有林
- ・現地検討会の様子
(令和5(2023)年10月)

四国森林管理局では、造林に関する各種課題解決に向けた試験地を集約し、試験結果を関係者へ効率的・効果的に普及できる「見える化した試験地」として、香川森林管理事務所管内と嶺北森林管理署管内に集約化試験団地を2か所に設置しました。

この集約化試験団地においては、造林事業の省力化・低コスト化に資する、①早生樹の造林技術、②地拵え省略時の成長調査、③大苗と施肥による造林、④下刈り時期の検証、⑤獣害対策の検証といった5種類の試験を実施しており、令和7(2025)年度にこれら試験結果を取りまとめることとしています。

令和5(2023)年度は、これまでの中間とりまとめとして、各調査データを集計・分析し、研究機関等の意見を踏まえた報告書を作成・公表しました。また、嶺北森林管理署管内の試験地で現地検討会を2回開催し、林業関係者など延べ91名が参加し意見交換を行い、「1か所に様々なタイプの試験地がまとまっていて、それぞれの成果が一度に見学できる」などの意見が聞かれました。

引き続き、当試験団地での調査研究を行い、造林事業の省力化・低コスト化に取り組んでいきます。

技術の開発・普及

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/gijutu/torikumi.html>



事例 10 ICT 技術と新たな地拵え機械の導入による施業の効率化 (北海道森林管理局 石狩森林管理署)



- 北海道えにわ恵庭市 恵庭えにわ国有林
- (左) 作業者の位置情報を表示するタブレット (令和5(2023)年9月)
- (右) 笹を刈り取るコンパクトトラックローダ (令和5(2023)年7月)

石狩森林管理署管内の伐採と造林の一貫作業現場では、請負事業者による ICT 技術の活用や新たな地拵え機械の導入による効率的な施業が行われています。

ICT 技術については、携帯電話の通信圏外の作業現場において、データ通信も可能なトランシーバと GIS 機能を有するタブレットを組み合わせた情報共有システムを導入したことで、個々の作業員の伐倒箇所や林道・土場におけるフォワーダ等の位置情報をリアルタイムで共有できるなど作業員間の連携が強化され、安全性の確保や木材生産の効率化が図られました。加えて、「衛星コンステレーション」*による通信サービスも導入し、現場と会社事務所間の連絡体制が強化されました。

また、伐採後の地拵えでは、小旋回が可能なコンパクトトラックローダが活用され、背丈を超える笹の刈取作業にかかる時間が大幅に短縮されるとともに、丁寧な地拵えにより植物の侵入を抑えることで、翌年度(1年目)の下刈りを省略することができました。また、アタッチメントを替えることで下刈りに対応するなど、造林作業の機械化を推進することが期待されます。

同署では、このような ICT 技術や新しい林業機械による伐採・造林作業の効率化・省力化について、効果的な普及を図ることとしています。

*中・低軌道に打ち上げた多数の小型非静止衛星を連携させて一体的に運用するシステム。世界全域を対象として、高速大容量通信など多様なサービスの提供が可能となる。

② 林業事業体の育成

ア 総合評価落札方式や複数年契約等の活用

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や複数年契約（2か年又は3か年）、事業成績評定制度の活用等を通じた生産性向上や労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組んでいます。間伐等の事業を複数年契約で実施することにより、新たな機械の導入、新規雇用、技術者の育成等林業事業体の育成に貢献しています。

また、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後5年間の国有林野事業における伐採計画量を公表するとともに、森林整備や素材（丸太）生産における発注見通しの情報を森林管理署等ごとに公表するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。

あわせて、森林経営管理制度^{*}の定着に向け、林業経営者の育成に資するよう事業の発注に際し、こうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するとともに、国有林野の多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営者の育成に取り組んでいます。

表－8 複数年契約による間伐等事業の状況

	契約件数	期間	契約面積 (ha)	集材材積 (千m ³)	植栽面積 (ha)
令和元(2019)年度	24	2か年又は3か年	3,440	195	218
令和2(2020)年度	24		3,096	187	3
令和3(2021)年度	19		1,858	142	49
令和4(2022)年度	26		3,736	255	53
令和5(2023)年度	28		4,032	253	152

イ 樹木採取権制度の活用

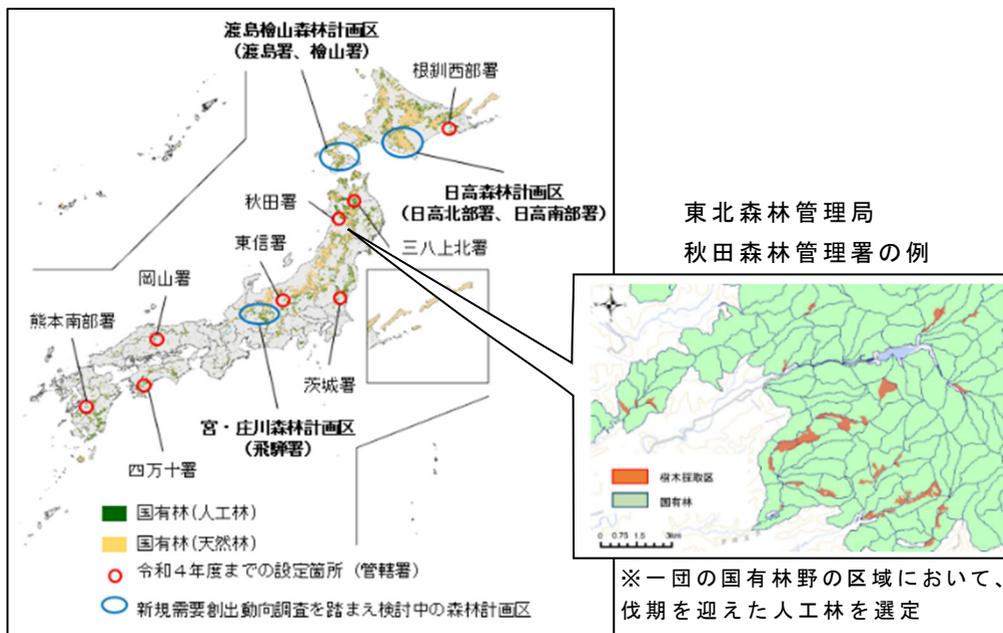
国有林野の一定区域において一定期間、安定的に事業量を確保することにより林業経営者の育成を図るため、樹木採取権制度の活用に取り組んでいます。令和5(2023)年度までに、基本となる規模(区域面積200~300ha程度(皆伐相当)、権利存続期間10年程度)の樹木採取区を全国10か所*で指定し、そのうち8か所について樹木採取権を設定しました。

樹木採取権を設定した箇所では、伐採等の事業が順次開始されており、皆伐については、1伐採箇所の面積が5haを超えないようにするとともに、保護樹帯を設定するなど国有林の伐採ルールに則り事業が行われています。また、伐採後は、国が樹木採取権者と造林請負契約を締結し、確実に再造林を実施しています。

新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」(令和4(2022)年12月策定)に基づき、令和5(2023)年に全国9森林計画区において新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)を行い、3計画区において木材需要増加の確実性が高いことを確認したことから、令和6(2024)年度中の樹木採取区指定に向けて候補地の選定を行っています。なお、大規模・長期間の樹木採取区の指定を検討するため、マーケットサウンディングの常時提案を開始しました。

*2か所は、申請がなかったため、所定の手続きを経て指定を解除した(令和5(2023)年4月)。

図－４ 樹木採取権の設定及び検討中の箇所



表－９ 樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況

区分	権利の設定状況		事業の実施状況			
	権利設定 件数(件)	区域面積 (ha)	採取箇所 面積(ha)		素材生産 量(m ³)	再造林 面積 (ha)
			主伐	間伐		
令和3 (2021) 年度	6	1,473	-	-	-	-
令和4 (2022) 年度	2	466	30	-	10,439	12
令和5 (2023) 年度	-	-	105	18	44,008	49
累計	8	1,940	135	18	54,447	61

注1：計の不一致は四捨五入によるもの。

2：区域面積は、設定当時のもので、皆伐面積相当。

3：採取箇所面積と再造林面積が異なるのは、採取開始が年度後半に及ぶなどにより、再造林の実施年度が翌年度以降となる場合があるため。

事例 11 樹木採取権制度を活用した林業事業体の育成

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



- ・熊本県人吉市 ひとよしし たかに た 高仁田国有林
- ・請負事業者による地拵の様子
(令和6(2024)年4月)

熊本南部森林管理署管内に指定した「九州1球磨川樹木採取区（区域面積：190ha）」では、令和4(2022)年8月より樹木採取権者である株式会社南栄が事業を実施しています。一定区域において一定期間、安定的に樹木を採取できるという樹木採取権制度の特徴を活かし、令和5(2023)年度は、樹木採取区で約3,300 m³を生産しました。また、伐採跡地の植栽については、花粉の少ない苗木を確保し花粉発生源対策の推進に寄与するとともに、着実に再生林を実施しています。

同社は、これまで民有林を中心に、一部国有林から購入した立木の素材生産を行ってきました。樹木採取権の取得を契機に川中事業者と安定供給に関する協定を締結するなど、先を見通した安定的な事業量の確保が可能となりました。将来的には民有林からの施業受託など、事業の幅を広げていきたいとしています。

熊本南部森林管理署では、引き続き、樹木採取権制度を通じた林業事業体の育成や確実な再生林に取り組んでいきます。



樹木採取権制度について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisiyuken.html

③ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）^{*}等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画^{*}」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の取組が進む中で、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます。また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めています。

事例 12 森林経営管理制度を踏まえた市町村支援

(中部森林管理局 岐阜森林管理署)



- ・岐阜県^{ぎふけん}下呂市^{ひちまろ} 七宗^{ひちそう}国有林
- ・ニホンジカ食害防除対策現地検討会
(令和5(2023)年12月)

- ・岐阜県^{ぎふけん}下呂市^{げろし} 落合^{おちあい}国有林
- ・間伐事業の現地検査に市町村職員が同行している様子(令和5(2023)年12月)

近年、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始等により、森林・林業行政における市町村の役割が益々大きくなっています。このことから、岐阜森林管理署では、市町村林務担当職員にとって必要となる森林・林業に関する知識の習得や技術の向上に向けて、様々な支援に取り組んでいます。

令和5(2023)年度は、民有林と国有林の共同施業を進めるための森林整備協定運営委員会の開催のほか、造林の低コスト化・省力化や生産性の向上に向けた検討会、ニホンジカ食害防除対策の現地検討会を開催し、市町村職員にも参加いただき意見交換等を行いました。また、事業発注に関する技術力の向上に向け、国有林の間伐事業発注のための調査や検査業務について実地研修を行うなどの技術的支援の場を設けました。

引き続き、市町村職員の知識の習得や技術の向上に資する支援の取組を積極的に進めていきます。

(3) 国民の森林としての管理経営

- ① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信
森林管理局・署等では、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画^{*}」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用し、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を求めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター^{*}」制度により、地域の方々に現地説明会や広報誌等の情報提供を通じて国有林野事業を知っていただくほか、アンケート等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ホームページの内容の充実や動画配信等の新たな手法の活用等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。



国有林モニター

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kokuyurin_monita.html

② 森林環境教育の推進

森林管理局・署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じたプログラムの整備やフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆうゆう}」を設定しています。令和6(2024)年3月末現在、145か所で協定を締結しており、森林教室や体験林業等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

このほか、国民が森林や林業、国有林野事業への理解を深められるよう、様々な主体と連携して、植樹祭や育樹祭、森林教室等を開催しています。

森林への招待状

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/index.html



表－１０ 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

(令和５(2023)年度)

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	36	2,266	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等を実施
小学校	346	27,218	森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
中学校	128	9,471	森林教室、下刈り・間伐等の体験林業、森林調査の体験等を実施
高校 大学	123	2,832	下刈り・間伐等の体験林業、森林管理署等における就業体験等を実施
その他	1,376	18,359	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	2,009	60,146	

事例 13 「遊々の森」を活用した森林環境教育の推進

(東北森林管理局 庄内森林管理署・朝日庄内森林生態系保全センター)



- ・山形県酒田市 新林国有林
- ・(左) 森林環境教育の様子(令和5(2023)年6月)
- ・(右) きのこの駒打ち体験の様子(令和5(2023)年4月)

庄内森林管理署では、山形県酒田市にある西荒瀬保育園に隣接した新林国有林において、平成22(2010)年に国有林名にちなんだ「しんちゃんしんばやしの森」という名称で、同園と遊々の森協定を締結しました。「しんちゃんしんばやしの森」では、同署と朝日庄内森林生態系保全センターが連携して、毎年園児を対象にした森林体験活動の実施を支援しています。

令和5(2023)年度は、下刈りをはじめとした森林整備活動やきのこの駒打ち体験、松くい虫に関する学習等の森林環境教育を行いました。

これらの活動以外でも、園児は「先生、しんちゃんしんばやしの森に行ってくる」などと年間を通して遊びに行っており、森林や自然への関心を高めています。

今後も、森林環境教育や体験活動への支援を継続し、子どもたちの森林や自然環境に対する理解や関心が深まるよう努めていきます。

③ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営を推進するため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか、分収林制度*を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携して森林整備活動や自然再生活動等に取り組んでいます。

ア NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等とボランティア団体等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」等を設定しています。

植樹や下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和5(2023)年度末現在、118か所で協定を締結し、令和5(2023)年度は延べ約1.4万人が森林づくり活動に参加しました。

また、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸など次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し(令和5(2023)年度末現在23か所)、地域の関係者等が参加する森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供を始め、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

さらに、希少種の保護や植生の復元等、生物多様性の保全や自然再生についても、NPO等と連携して取り組んでいます。

表－１１ 国民参加の森林づくりの協定締結状況

種類	箇所数	面積(ha)	活動の内容
ふれあいの森	118	3,894	ボランティア団体等による自主的な森林整備を目的とした森林づくり活動。
社会貢献の森	147	2,786	企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動。
木の文化を支える森	23	1,635	歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林整備・保全活動。
遊々の森	145	6,028	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、林業体験などの活動。
多様な活動の森	84	4,127	森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動。
モデルプロジェクトの森	12	680	地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を目的として、地域で合意形成を図りながら森林管理署と協働・連携して行う森林整備、保全活動。

注：令和5(2023)年度末現在の数値である。



協定締結による国民参加の森林づくり

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

事例 14 えりも岬緑化事業 70 周年記念植樹祭

(北海道森林管理局 日高南部森林管理署)



- 北海道ほっかいどう幌泉郡えりも町 えりも岬国有林
- (左) 植樹祭開会式の様子(令和5(2023)年5月)
- (右) 小学生による植樹の様子(令和5(2023)年5月)

北海道幌泉郡えりも町のえりも岬は、かつて広葉樹の原生林で覆われていましたが、明治以降、燃料としての木々の伐採や放牧等によって裸地化が進み、「えりも砂漠」といわれるほど荒廃してしまいました。北海道森林管理局では、この土地を緑化するため、昭和 28(1953)年から官民共同で海岸防災林造成事業に取り組んでいます。

この事業を開始してから 70 周年を迎えることから、令和 5(2023)年 5 月 17 日にえりも町の百人浜展望台で「えりも岬緑化事業 70 周年記念植樹祭」を開催しました。当日は、地元の小学生約 350 人や「ミス日本みどりの大使」のほか、この緑化事業を題材として制作中の映画「北の流水(仮称)」の関係者など総勢約 600 名が参加し、えりも治山事業所職員による指導の下、クロマツの苗木 1,200 本を植え付けました。

植樹を終えた後は、苗木が大きく育つ日に思いをはせながらあちこちで記念撮影する姿が見られました。

今後も、地域のみなさんとともに、えりも岬の森を大切に守り育てていきたいと考えています。

事例 15 「春日奥山古事の森」の普及啓発イベントの開催 (近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所)



- ・ 奈良県奈良市 じごく谷 地獄谷国有林
- ・ (左) 枝打ち体験説明の様子(令和5(2023)年11月)
(右) イベント参加者による枝打ち体験の様子(令和5(2023)年11月)

奈良森林管理事務所では、歴史的木造建築物の修復に必要な大径長尺材を確保するため、ヒノキを植栽して200～400年をかけ育成することを目的として、「春日奥山古事の森育成協議会」と「春日奥山古事の森」協定を締結し、森林整備や普及啓発などに取り組んでいます。

世界文化遺産「春日山原始林」に隣接する地獄谷国有林において、平成22(2010)年度から定期的に普及啓発イベントを開催しており、令和5(2023)年11月7日には、通算12回目となる普及啓発イベントを開催しました。当日は一般応募者及び協議会関係者等15名が参加し、「春日奥山古事の森」設定の目的や意義の説明を受けた後、同所職員の指導の下、ヒノキの枝打ちを体験しました。その後、当該国有林内に所在する春日石窟仏及び地獄谷石窟仏を見学しました。

参加者からは、「森林整備体験では、将来の森づくりの一助を担う枝打ち体験ができたこと、また、奈良・平安時代から伝わる石窟仏を間近に見学でき、とても有意義なイベントだった。」との声がありました。

当該イベントの参加者は、延べ300名を超えており、引き続き、森林と木の文化との関わりの重要性について、理解の醸成に努めていきます。

イ 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が木を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。

また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約の延長を可能としています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和5（2023）年度までに2,898か所で売却し、一口（50万円）当たり、平均で約33万円の分収額になっています。

表－12 分収林の現況面積

（単位：ha）

区 分	（参考）	（参考）	（参考）
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
分収造林	96,280	93,239	90,613
うち 法人の森林	1,013 (296か所)	1,023 (298か所)	1,023 (298か所)
分収育林	10,081	9,439	8,877
うち 法人の森林	1,317 (168か所)	1,295 (165か所)	1,278 (161か所)

注：各年度期末現在の数値である。

事例 16 財団設立 30 周年を記念した育樹ボランティア

(関東森林管理局 静岡森林管理署)



- ・ 静岡県富士宮市葉倉 富士山国有林
- ・ (左) 記念式典の様子 (令和5(2023)年7月)
- ・ (右) 参加者による枝打ち作業の様子 (令和5(2023)年7月)

静岡森林管理署は公益財団法人ニッセイ緑の財団と法人の森林契約を締結し、「ニッセイ富士の森」として森林づくり活動を行うフィールドを提供しています。

ニッセイ緑の財団は平成5(1993)年7月に設立され、これまでに全国各地の国有林において法人の森林契約を締結し、植樹・育樹活動を行っています。

令和5(2023)年7月には、設立30周年を記念して、30年前(1993年)に第1回植樹記念式典を行った「ニッセイ富士の森」で育樹ボランティアを実施しました。

当日は、日本生命保険相互会社の代表取締役社長をはじめとしたニッセイの森友の会の関係者や森林組合職員等、総勢150名が参加し、ヒノキの枝打ち作業やニホンジカによる剥皮被害を防止する作業を行いました。



エメラルドグリーンはくすいこの白水湖

(撮影地：岐阜県大野郡白川村 飛騨森林管理署 大白川国有林)

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

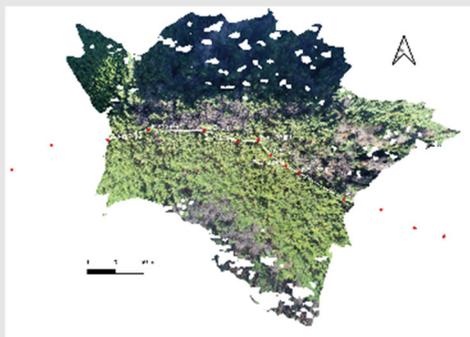
国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、NPO等地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、毎年7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用など来訪者の集中により、樹木の損傷やゴミの増加による植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ^{*}」（GSS：森林保護員。全国で116人）が巡視活動を行っています。グリーン・サポート・スタッフは、入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備等を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

事例 17 ドローンを用いた新たな境界巡視手法の推進

(林野庁)



- ・大阪府大阪市 近畿中国森林管理局
- ・(左) 民間の技術者による講習会の様子(令和5(2023)年11月)
- ・(右) 新たな手法による境界巡視成果品の例

林野庁では、総延長約11万km、境界点約370万点に及ぶ膨大な国有林野の境界情報のデジタル化を令和2(2020)年度から進めています(令和5(2023)年度末時点で進捗率30%)。このデジタル化した境界情報を活用した境界管理方法として、境界点の座標値を用いたドローンの自動飛行による境界巡視手法を開発し、業務の効率化に取り組んでいます。

令和5(2023)年度は、開発した境界巡視手法について、現場での導入を推進するため、民間技術者によるドローンの操作やデータ処理のための講習会を開催し、担当者の知識・技術の向上を図りました。

引き続き、ドローンやICT機器等の新たな技術を更に取り入れながら、境界管理業務の省力化・効率化に向けた取組をより一層推進します。

② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和 54(1979)年度の 149 千 m³ をピークに減少傾向にあり、令和 5 (2023)年度の被害量は、37.1 千 m³ (対前年度比 166%) となりました。

また、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」の被害が全国各地で発生しており、北海道においては令和 5 (2023)年度に民有林で初めて被害が確認されました。国有林野では東北地方を中心に発生しており、令和 5 (2023)年度の国有林野における被害量は、21.8 千 m³ (対前年度比 112%) となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林等を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布、樹幹注入による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

表－13 松くい虫被害の状況と対策

区 分		(参考) 令和 3 (2021)年度	(参考) 令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
松くい虫被害量 (千 m ³)		24	22	37	
防 除	予 防	特別防除 (ha)	3,050	2,835	2,848
		地上散布 (ha)	1,453	1,492	1,474
	駆 除	伐倒駆除 (千 m ³)	15	13	13
		特別伐倒駆除 (千 m ³)	6	11	12

- 注 1：特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 2：地上散布とは、地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
 3：伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
 4：特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破砕又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
 5：予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

事例 18 「大量集積型おとり丸太法」によるナラ枯れ被害対策 (東北森林管理局 秋田森林管理署湯沢支署)



- ・秋田県湯沢市 髙松沢国有林
- ・(左) ナラ枯れ被害対策現地調査会の様子 (令和5(2023)年9月)
- ・(右) カシノナガキクイムシの穿孔が確認された丸太 (令和5(2023)年9月)

秋田森林管理署湯沢支署では、「大量集積型おとり丸太法」*によるナラ枯れ被害対策を行っています。

同支署では、県や市町村、林業関係団体へ普及するため、令和5(2023)年度におとり丸太を設置したナラ枯れ被害対策の現地調査会を開催しました。現地調査会には、県、市町村等から21名が参加し、設置したおとり丸太への穿入状況の確認や専門家によるナラ枯れ対策に関する講義等が行われました。おとり丸太の設置によりカシノナガキクイムシが捕獲されたことで、概ね300本のナラ枯れ被害を発生させる個体数に相当するカシノナガキクイムシを捕獲することができ、周辺の被害抑制に寄与することができました。

今後也有識者や地方自治体と連携し、ナラ枯れ被害調査や効果的な被害対策に取り組んでいきます。

*2m程の長さに切った健全木の丸太とフェロモン剤を設置して、ナラ枯れの原因であるナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシを誘引し、丸太ごと破砕・焼却することにより駆除する手法。この手法でカシノナガキクイムシが穿入した丸太はチップ原料として有効利用することが可能。

病虫害・鳥獣害対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/shinrinhigai.html



③ 鳥獣被害の防除

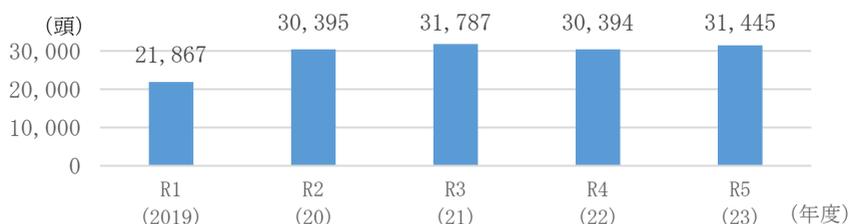
シカの食害による造林木の成長阻害や枯死、下層植生の消失、クマによる樹木への剥皮被害等、野生鳥獣による森林被害は深刻であり、森林が持つ公益的機能の発揮にも支障を来します。

国有林野事業では、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、NPO等と連携し、地域の特性に応じて、シカの捕獲、生息状況・行動把握調査、被害防除（防護柵の設置等）等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、職員が開発した捕獲手法及び改良型わなやICT捕獲通知システム*等による効率的・効果的なシカ捕獲技術の普及活動を推進しており、特に捕獲効果が高い「小林式誘引捕獲法*」及び「こじゃんと1号、2号*」については、全国的な普及に取り組んでいます。

また、捕獲したシカのジビエ利用にも積極的に取り組むとともに、地元自治体や猟友会と協定等を締結し、猟友会等が国有林内でシカ捕獲を行うためのわなの貸出し等の捕獲協力も行っています。

図－5 国有林野におけるシカ捕獲頭数



注：国有林野における有害鳥獣捕獲等（一般ハンターによる狩猟は含まない。）による捕獲頭数の合計（各年度末現在の値）。

事例 19 「小林式誘引捕獲法」の普及に向けた現地検討会の開催

(林野庁)



- ・長野県下諏訪町 策僕国有林
- ・現地検討会の様子
(令和5(2023)年7月)

- ・「小林式誘引捕獲法」により設置したわな

林野庁では、「小林式誘引捕獲法」を活用した効率的なシカ捕獲方法の普及に取り組んでいます。「小林式誘引捕獲法」とは、シカが餌を食べる際に、口元の近くへ前足を置く習性を利用して捕獲する方法で、林野庁職員が考案したものです。くくりわなと餌を上手く組み合わせることにより、初心者でも簡単かつ効率的にシカを捕獲することができるため、効果的な捕獲方法として注目されています。

「小林式誘引捕獲法」について、令和5(2023)年度に考案者を講師とした現地検討会を全国9か所で実施しました。現地検討会には、森林管理局・署職員のほか地元自治体職員や林業関係者、猟友会会員など延べ700人以上が参加し、「小林式誘引捕獲法」によるわなの仕掛け方を実践しました。

また、「小林式誘引捕獲法」のポスターやパンフレット、動画を作成し、ウェブサイトやYouTubeで公開しました。引き続き、シカによる農林業被害の軽減に向けて効率的な捕獲方法の更なる普及に取り組んでいきます。

小林式誘引捕獲法

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kobayashishiki/kobayashishiki.html



(2) 「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 「保護林」の設定及び保護・管理の推進

国有林野には、原始的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4(1915)年に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

令和5(2023)年度末現在で設定している保護林は、658か所(約101.6万ha)となっています。これらの保護林については、森林や動物等の状況変化を把握するために定期的にモニタリング調査を行い、外部有識者からなる保護林管理委員会において現状を評価し、今後の状況変化等を想定した上で適切な保護・管理を実施しています。また、必要に応じ、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来植物の駆除等にも取り組んでいます。

さらに、保護林の一つである「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産「知床^{しれとこ}」、「白神山地^{しらかみさんち}」、「小笠原諸島^{おがさわらしょとう}」、「屋久島^{やくしま}」及び「奄美大島^{あまみ}、徳之島^{おおしま}、沖縄島北部及び西表島^{とくのしま おきなわじまほくぶ いりおもてしま}」の保護を措置するための国内制度の一つに位置付けられています。

表－１４ 保護林区分

区分	箇所数	面積 (万 ha)	目的	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31	73.6	我が国の気 候帯又は森 林帯を代表 する原生的 な天然林を 保護・管理	しれとこ 知床(北海道)、 しらかみさんち 白神山地(青森県、秋田県)、 おがきおらしよしろう 小笠原諸島(東京都)、 やくしま 屋久島(鹿児島県)、 いりおれてしま 西表島(沖縄県)
生物群集 保護林	97	23.9	地域固有の 生物群集を 有する森林 を保護・管理	りしりとう 利尻島(北海道)、 ざおう 蔵王(宮城県、山形県)、 きた 北アルプス(富山県、長野県)、 つるぎさん 剣山(徳島県)、 さりしまやま 霧島山(宮崎県、鹿児島県)
希少個体群 保護林	530	4.0	希少な野生 生物の生育・ 生息に必要 な森林を保 護・管理	シマフクロウ(北海道)、 かきぼり 笠堀カモシカ(新潟県)、 たてやま 立山オオシラビソ(富山県)、 こうやさん 高野山コウヤマキ(和歌山県)、 あまみぐんとう 奄美群島アマミノクロウサギ等 (鹿児島県)
合計	658	101.6	—	—

注１：令和５（２０２３）年度末現在の数値である。

２：計の不一致は四捨五入による。

保護林



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html

事例 20 あかさい 赤西スギ・トチノキ・シオジ等希少個体群保護林の新設

(近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署)



- ・兵庫しそ県あかさい宍粟市 赤西国有林
- ・(左) 巨大天然スギ (令和4(2022)年10月)
- ・(右) 胸高直径 125cm の県下最大級のシオジ (令和4(2022)年10月)

兵庫森林管理署は、同署管内の赤西国有林で、特別母樹林となっている天然スギ群やトチノキ、シオジ等の巨木が混交する林分が確認できたことから、専門家と現地調査を実施し、保護林として保護・管理するよう検討してきました。

この結果、令和5(2023)年度の近畿中国森林管理局の保護林管理委員会において、地域の貴重な遺伝資源である天然スギ群の存在や、中国山地で希少なシオジの分布等についての価値が評価され、新たに「赤西スギ・トチノキ・シオジ等希少個体群保護林」を設定することとなりました。

今後は、新設された保護林の適切な保護・管理を行うため、希少個体群保護のための林内巡視やモニタリング調査を実施していきます。

② 「緑の回廊」の整備の推進

国有林野事業では、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークを形成して、野生生物の移動経路を確保するため、「緑の回廊」を設定しています。令和5(2023)年度末現在の、国有林野における緑の回廊は、24か所(約58.3万ha)となっています。

緑の回廊においては、モニタリング調査により森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して、これに順応した保全・管理を推進しています。

また、研究機関等と連携しながら、人工林の中に自然に生えた広葉樹の積極的な保残、猛禽類の採餌環境や生息環境の改善を図るため、うっ閉した森林の伐開等、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています。

緑の回廊



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.html

図－6 「保護林」と「緑の回廊」位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載

(令和6(2024)年3月末現在)

③ 地域やNPO等と連携した希少な野生生物の保護等の推進

国有林野事業では、国有林野内に生育・生息する希少な野生生物の保護を進めるため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく保護増殖事業として、希少猛禽類のイヌワシ等の生息環境を維持するために、定期的な巡視等を行い、専門家と連携して狩場の創出につなげるための伐採方法を工夫するなど、森林生態系の保全に取り組んでいます。

また、国有林野における生物多様性を保全するため、地域の環境保全に関心が高い住民やNPO等と連携し、高山植物の盗採掘の防止や希少な野生生物を保護するための巡視、生育・生息環境の整備に向けた関係者との意見交換、普及活動等を行っています。

さらに、環境行政と連携して、国有林野の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行う取組も進めており、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「保護増殖事業計画[※]」や「自然再生事業実施計画[※]」、「生態系維持回復事業計画[※]」等を策定して対策に取り組んでいます。また、保護林の設定や地域管理経営計画等の策定に当たって、関係機関との連絡調整を行っています。

事例 21 高山帯での植生復元事業

(中部森林管理局 富山森林管理署)



- ・富山県富山市 くろべたにわのり 黒部谷割国有林
- ・(左) くも の だいら 雲ノ平溶岩台地の風景 (令和5(2023)年9月)
- ・(右) これまでの植生復元取組箇所の現状確認 (令和5(2023)年9月)

富山森林管理署では、平成20(2008)年から、北アルプスの雲ノ平において東京農業大学や山小屋事業者と連携し、登山者の踏み荒らしや雨水等の土壌侵食により裸地化した植生の復元に向けた取組を行っています。

令和3(2021)年5月に自然公園法が一部改正され、国立公園等における地方自治体や関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みが新たに設けられました。これを契機として、令和5(2023)年6月には、同署、環境省、地元自治体、大学、関係団体を構成員とする「中部山岳国立公園雲ノ平地区自然体験活動促進協議会」が設立され、今後協働で登山道整備及び植生復元等の環境保全活動を行っていくこととなりました。同年9月に協議会として初めての現地検討会が開催され、これまでの植生復元箇所の現状確認と併せて、今後の復元実施箇所や改善方法についての検討が行われました。

同署では、自然や山岳利用環境の改善に向けた取組のロールモデルとして、中部森林管理局管内の他の自然公園への展開も視野に取組を進めています。



切り立つ断崖とインクラの滝

(撮影地：北海道^{しらおい}白老郡^{しらおいちょう}白老町 胆振^{いぶり}東部^{とうぶ}森林管理署 社台^{しゃだい}国有林)

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、地域における木材の安定供給体制の構築等を図るため、機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。

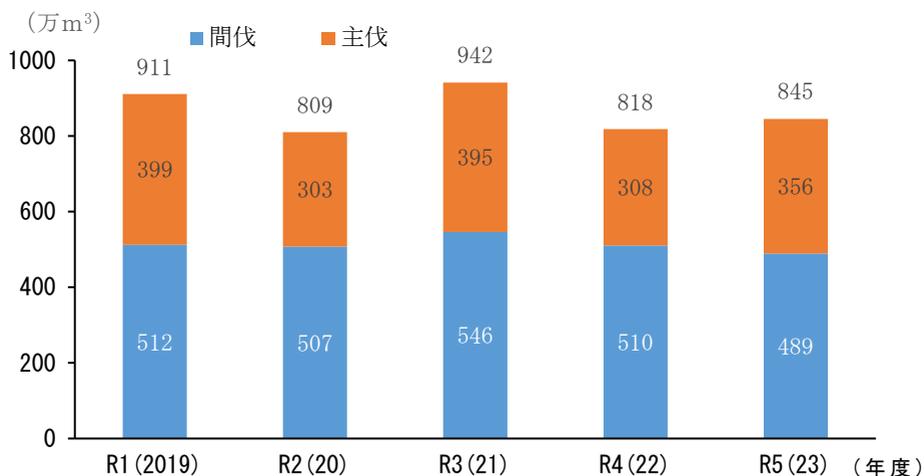
令和5(2023)年度には、845万 m^3 の立木を伐採し、全国的なネットワークを活用して、素材(丸太)と立木を合わせ、約500万 m^3 の木材(素材(丸太)換算)を供給しました。

国有林材の供給に当たっては、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材[※]・合板[※]工場や製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給する「システム販売[※]」に取り組んでおり、令和5(2023)年度のシステム販売による素材(丸太)供給量は、182万 m^3 となっています。

さらに、木材の供給時期や樹材種等の情報を、インターネット等を通じて、迅速かつ広範囲に提供しています。

このほか、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活用し、民有林からの供給が期待しにくい樹種等の計画的な供給にも取り組んでおり、令和5(2023)年度はヒバ6.8千 m^3 、木曽ヒノキ0.4千 m^3 を供給しました。

図－7 国有林野事業における立木の伐採量



注：1 伐採量は、国有林内で伐採等をした立木の材積（林地残材等を含む）である。
 2 計の不一致は四捨五入によるもの。

表－15 国有林材供給量（素材（丸太）換算）（単位：万m³）

区分	(参考) 令和3 (2021)年度	(参考) 令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
国有林材供給量 (国産材供給量に 占める割合)	516 <233> (15%)	453 <174> (13%)	500 <184> (-)
(参考) 国産材供給量	3,372	3,462	-

注1：国有林材供給量の<>書は、立木販売量（R3：358万m³、R4：244万m³、R5：255万m³）を素材（丸太）換算した推計量で内数。
 2：官行造林の立木販売量（R3：15万m³、R4：19万m³、R5：19万m³）を素材（丸太）換算した推計量を含む。
 3：（参考）国産材供給量は、林野庁「木材需給表」の数値であり、用材、しいたけ原木、燃料材の供給量で、暦年の合計である。
 4：令和5（2023）年の木材需給表が未確定のため、令和5（2023）年の国産材供給量及び国産材供給量に占める国有林材供給量の割合の数値は記載していない。

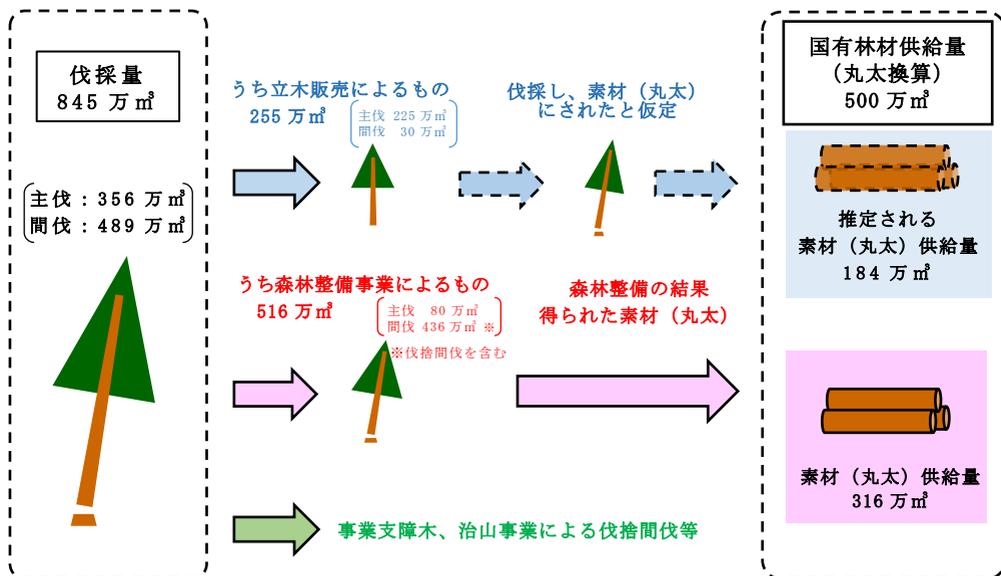
表－１６ 国有林野事業における素材（丸太）供給量

(単位：万m³)

区分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
素材(丸太)販売量*	262	269	283	279	316
うち システム 販売量	187 (72%)	164 (61%)	190 (67%)	177 (64%)	182 (58%)

注：()書は、素材（丸太）販売量全体に占めるシステム販売の割合である。

図－８ 伐採量、供給量、販売量の関係について



注：令和5(2023)年度の数値である。

表－１７ 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績

(単位：千m³)

樹種名	(参考) 令和3(2021)年度	(参考) 令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ヒバ	8.3	6.1	6.8
木曽ヒノキ	0.3	0.3	0.4

事例 22 立木のシステム販売によるアカマツの安定供給

(関東森林管理局 磐城森林管理署)



- ・ 福島県相馬市 霊山国有林
- ・ システム販売箇所の様子
(令和5(2023)年12月)

磐城森林管理署では、スギ・ヒノキに比べて流通が少なく、また用途も異なるアカマツの人工林が多く賦存しており、建築用材としての需要創出を図ることが課題となっています。そのため、令和5(2023)年度に複数年にわたり立木を安定的に供給する立木のシステム販売の公募を行い、応募のあった事業者の中から福島県の林業事業体である株式会社アメリカ屋を選定してアカマツ等の立木 6,500 m³についてのシステム販売協定を締結しました。

同社の企画提案では、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度の2年間で、ハウスメーカー向けに一般材 5,400 m³を供給するとともに、木質バイオマス発電施設に低質材 1,100 m³を供給する計画となっており、令和5(2023)年度には、そのうち一般材約 3,000 m³、低質材約 800 m³を供給しました。

引き続き、立木のシステム販売を通じたアカマツの需要の創出と安定供給体制の構築に取り組んでいきます。

事例 23 地域のニーズを踏まえた広葉樹の供給

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



- 鹿児島県南九州市 種子尾国有林
- (左) 立木販売実施箇所での現地検討会の様子 (令和6(2024)年2月)
- (右) 採材された鯉節生産用の新材 (令和6(2024)年2月)

鹿児島県は生産量が全国一位の鯉節の産地ですが、カツオを乾燥するために必要な広葉樹の薪の生産量が減少傾向にあります。このような背景がある中で、南薩地域の水産加工協同組合等から「国有林から地場産業の鯉節生産に必要な広葉樹を出材してほしい」という声が寄せられていました。

鹿児島森林管理署では、こうした地域のニーズを踏まえ、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興や資源の有効利用等の観点から検討を行い、広葉樹二次林の資源状況やそれを踏まえた供給可能量を算定のうえで、計画的な供給を実施することとしました。

同署では、令和5(2023)年度に2件、合計で面積約10ha、材積約2,400 m³のシイ・カシ類等の立木販売を実施しました(更新方法は萌芽更新を予定)。引き続き、令和6(2024)年度以降も広葉樹二次林について資源状況等を踏まえ、適切な更新を確保しつつ、年間20ha程度の立木販売の計画的な実施に取り組んでいきます。

木材の供給

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/mokuzai_hanbai/index.html



(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業の成長産業化に向け、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築が重要な課題となる中で、国有林野事業では、国有林と民有林が協調して木材を出荷する「民有林と連携したシステム販売」に取り組み、令和5(2023)年度は120.7千m³の丸太を供給しました。また、民有林と連携して素材生産事業の見通しをホームページに公表する取組も進めています。

さらに、全国的なネットワークを持ち、木材を安定的に供給している国有林野事業の特性を活用し、地域の木材需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能を発揮するため、民有林や木材の加工・流通の関係者、学識経験者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を各森林管理局及び本庁に設置し、地域の木材価格や需要動向の把握と対応に努めています。

表－18 民有林と連携したシステム販売による木材供給量

区 分	(参考)	(参考)	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
協定者数(者)	36	22	15
木材供給量(千m ³)	271.1	146.7	120.7
うち民有林材	23.3	14.2	10.6
うち国有林材	247.8	132.5	110.1

注：計の不一致は四捨五入によるもの。

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、再生可能エネルギーの利用による発電等に寄与するため、地方公共団体、地元住民等に対して国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定等を行っています。令和5(2023)年度末現在で約7.2万haの貸付け等を行っており、農地や採草放牧地が約1割、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が約5割を占めています。また、東日本大震災からの復興のため、汚染土壌の仮置場等として、国有林野の無償貸付け等を引き続き行っています。

国有林野の活用



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/kasituke/kokuyuurinyanokatsuyou.html

表－１９ 国有林野の用途別貸付け等の状況 (単位：ha)

区 分	(参考) 令和 3 (2021) 年度	(参考) 令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
農耕・採草放牧地	10,022 (14)	9,983 (14)	9,973 (14)
道路敷	14,525 (20)	14,584 (20)	14,593 (20)
電気・通信事業用地	17,063 (24)	17,307 (24)	17,385 (24)
ダム・堰堤敷	3,441 (5)	3,423 (5)	3,381 (5)
森林空間総合利用事業用地	9,089 (13)	8,979 (13)	8,893 (12)
その他	17,286 (24)	17,355 (24)	17,323 (24)
合 計	71,425(100)	71,631(100)	71,547(100)

注 1：面積は、各年度末現在の数値である。

2：貸付け等には、貸付け、使用許可・承認を含む。

3：() 書は、合計に占める用途別の比率 (%) である。

4：計の不一致は、四捨五入による。

5：令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度の「電気・通信事業用地」の数値は、集計に誤りがあったため、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度の公表時の数値と異なる。

表－２０ 国有林野の用途別売払い状況 (単位：ha)

区 分	(参考) 令和 3 (2021) 年度	(参考) 令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
所管換・所属替	23 (51)	63 (85)	206 (80)
公用・公共事業用	19 (42)	9 (12)	50 (19)
産業振興用	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	3 (7)	2 (3)	1 (0)
計	45 (100)	74 (100)	257 (100)

注 1：売払いには、無償の所管換・所属替・譲与を含む。

2：() 書は、計に占める用途別の比率 (%) である。

3：計の不一致は、四捨五入による。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林 571 か所を「レクリエーションの森」として国民の利用に供しており、令和 5 (2023) 年度は、延べ約 1.1 億人の利用がありました。

また、平成 29 (2017) 年度に、全国の「レクリエーションの森」のうち、特に景観等の優れた 93 か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、多言語による情報発信や重点的な環境整備等に取り組んでいます。

さらに、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所のうち、知床、日光、屋久島等を重点地域等とし、環境省との連携を強化して、保護と利用の両立を図りながら利用環境の整備を推進するなど、更なる利便性や安全性の向上に取り組んでいます。

引き続き、利用状況等を踏まえつつ、快適な利用環境が確保できるよう、地域と連携した管理体制の充実や歩道の整備等を進めていきます。

表－21 レクリエーションの森の現況及び利用者数

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積 (千 ha)	利用者数 (百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	21	たかおさん 高尾山(東京)、あかさわ 赤沢(長野)、つるぎさん 剣山(徳島)、やくしま やくしま(鹿児島)
自然観察教育林	87	22	14	しらかみさんち 白神山・暗門の滝(青森)、あんもん たき 金華山(岐阜)、あかさい 赤西(兵庫)
風景林	143	62	47	えりも(北海道)、あしのこ 芦ノ湖(神奈川)、あらしやま 嵐山(京都)
森林スポーツ林	26	3	3	つくばさん 筑波山(茨城)、たきごし 滝越(長野)、おうぎのせん 扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	162	49	20	てんぐやま 天狗山(北海道)、うらばんだい 裏磐梯デコ平(福島)、むこうざかやま 向坂山(宮崎)
風致探勝林	74	13	7	ぬくみ 温身平(山形)、こまがたけ 駒ヶ岳(長野)、にじ 虹の松原(佐賀)
合計	571	243	112	

注：箇所数及び面積は令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在の数値であり、利用者数は令和 5 (2023) 年度の参考値である。

事例 24 組織の垣根を越えた戸隠^{とがくし}森林植物園の開園準備

(中部森林管理局 北信森林管理署)



- ・長野県長野市^{とがくしやま} 戸隠山国有林
- ・(左) 手作りの木橋を設置する様子 (令和5(2023)年4月)
- ・(右) ウッドチップ敷設後の様子 (令和5(2023)年4月)

「日本美^{とがくし}の森 お薦め国有林」に選定された「戸隠・大峰自然休養林」内にある戸隠森林植物園は、戸隠山の山麓標高1,200mの高原地帯に位置する約71haの広大な植物園で、様々な植物や野鳥を観察することができます。昭和43(1968)年に設置されて以降、多くの地域住民や観光客が訪れてきました(例年4月開園、11月閉園)。

北信森林管理署では、令和5(2023)年4月に関係行政機関や地域のボランティア団体、オフィシャルサポーターとして協力する企業等と連携し、開園に向けた準備作業を実施しました。当日は総勢約70名が参加し、オフィシャルサポーターから提供された資材を活用して、園内の遊歩道の補修整備や手作りの木橋の新設、ウッドチップの敷設や看板標識等の設置を行いました。

今後も地域の関係者と連携しながら活動を継続し、植物園の快適な利用環境の整備に取り組んでいきます。



レクリエーションの森

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

事例 25 白神山地の新たなシンボルツリーの周辺整備と活用

(東北森林管理局 米代西部森林管理署・藤里森林生態系保全センター)



- ・秋田^{やまち}県^{とく}山^ふ本^し郡^さ藤^と里^り町^ち 藤^{ふじ}琴^{こと}沢^{さわ}国^{くに}有^{あり}林
- ・(左) 新たなシンボルツリー「岳^{だけ}岱^{だい}大^{だい}ブナ」(令和5(2023)年9月)
- ・(右) 新たなシンボルツリー「こまいぬシナノキ」(令和5(2023)年5月)

白神山地内のレクリエーションの森「岳^{だけ}岱^{だい}自然観察教育林」において、来訪者に長年親しまれてきた「400年ブナ」が倒伏していることが確認されました。このため、東北森林管理局及び藤里町は、白神山地の新たなシンボルツリーとして、ブナとシナノキの巨木にそれぞれ「岳^{だけ}岱^{だい}大^{だい}ブナ」、「こまいぬシナノキ」という愛称を付け、令和4(2022)年12月に公表しました。

令和5(2023)年5月には、東北森林管理局、秋田白神ガイド協会、藤里町の三者協働により、「岳^{だけ}岱^{だい}大^{だい}ブナ」への新たな遊歩道と樹木を保護するための侵入防止線の整備を行いました。

さらに同年6月には、藤里町主催の白神山地世界自然遺産登録30周年記念イベント「春の白神ウィーク2023」の一環として、新たなシンボルツリーの公式測定が行われ、その結果、「岳^{だけ}岱^{だい}大^{だい}ブナ」は幹回り401cm、樹高31.6m、「こまいぬシナノキ」は幹回り473cm、樹高30.4mと公表されました。

この様子がテレビニュースや新聞記事で広く世間にPRされたことなどから、令和5(2023)年度の岳^{だけ}岱^{だい}自然観察教育林への入山者数は前年度の約1.5倍となりました。引き続き、地域の関係者と連携し、自然観察教育林の活用や適切な管理に努めていきます。



おだみやま
小田深山溪谷を流れる黒川

(撮影地：愛媛県喜多郡内子町 愛媛森林管理署 小田深山国有林)

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全等

(1) 私有林と連携した施業や私有林材との協調出荷の推進

国有林野事業では、私有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

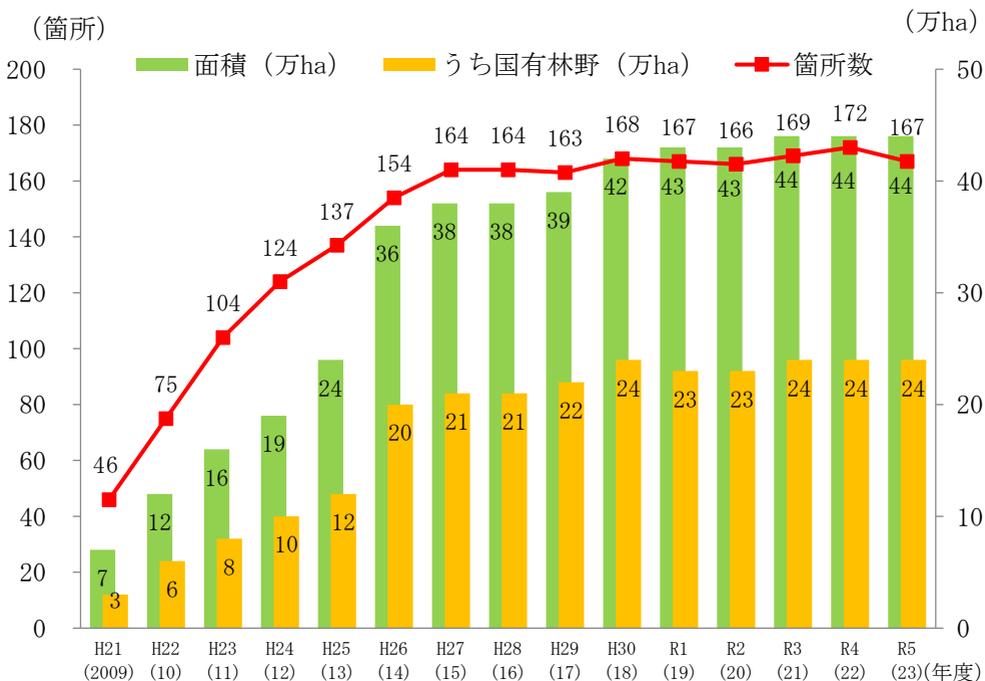
令和6(2024)年3月末現在、全国で167か所に団地を設定しており、国有林野と私有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた私有林関係者への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、私有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。



私有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html

図－9 森林共同施業団地の現況

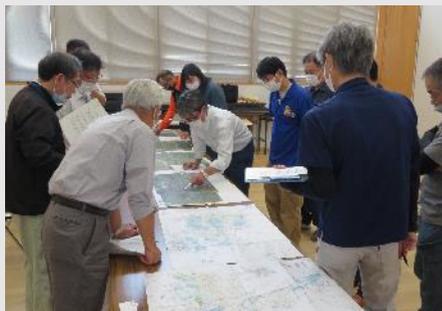


注1：各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。

注2：令和4(2022)年度に4か所で事業が終了、2か所で森林共同施業団地を統合し、令和5(2023)年度に新たに1か所で森林共同施業団地を設定(897ha うち国有林野 845ha)して事業を開始。

事例 26 民有林と連携した路網の整備等に向けた森林整備推進協定の締結

(四国森林管理局 愛媛森林管理署)



- 愛媛県鬼北町 南予森林管理推進センター会議室
- 共同施業団地設定に向けた打合せ
(令和5(2023)年10月)



- 愛媛県鬼北町
- 協定調印式の様子
(令和6(2024)年3月)

愛媛森林管理署、鬼北町及び近永地区町有林管理組合は、町有林と国有林が連携して効率的な森林整備を行うため、令和5(2023)年度に、「鬼北町奈良地区森林整備推進協定」を締結し、総面積204haの森林共同施業団地を設定しました。この協定に基づき、令和6(2024)年度から連携して林道や森林作業道の開設・修繕等を行い、効率的に森林整備や木材搬出を行うこととしています。

なお、この協定は同署と愛媛県南予地方局の森林総合監理士が連携して検討を行ったことで実現し、愛媛県内で初めての町有林を対象とした森林共同施業団地の設定となりました。

また、鬼北町は今回設定した森林共同施業団地周辺の私有林について、今後、次期協定において協定対象地に組み込むことを念頭に、森林経営管理制度に伴う意向調査を踏まえて集約化や森林経営計画作成の促進を行うこととしています。同署としても森林経営管理制度の推進に資するため、引き続き、民有林と連携した効率的な森林整備を進めていきます。

(2) 公益的機能維持増進協定制度の活用

国有林野に私有林野が隣接・介在し、私有林野で間伐等の施業が十分に行われない地域や、国有林野で鳥獣、病虫害、外来種等の駆除を実施したにもかかわらず私有林野での対策が困難な地域など、国有林野が発揮している国土の保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合があります。

このような場合、「公益的機能維持増進協定制度^{*}」により、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結し、国有林野と一体的に私有林野の整備及び保全を実施しています。

本制度の活用により、令和6(2024)年3月末までに累計20か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んでいます。



私有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

表－22 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
間伐等の森林整備の実施	関東	天竜森林管理署	1	18ha
		塩那森林管理署	1	24ha
		日光森林管理署	2	157ha
		茨城森林管理署	2	65ha
合計			6	265ha

注1：令和6(2024)年3月末現在の数値である。

注2：計の不一致は、四捨五入による。

図－１０ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



（３）相続土地国庫帰属制度への対応

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とした「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和 3（2021）年に成立し、相続等によって土地所有権を取得した者が、その土地を国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度の運用が令和 5（2023）年 4 月から開始されました。

制度の運用にあたり、申請地が登記地目等で森林とみなされる場合には、森林管理局・署等が法務局による要件審査に協力するとともに、森林が国庫に帰属することとなった場合には、森林管理署等が管理等を行います。

令和 5（2023）年度末までに、登記地目が山林の申請は 280 件あり、順次審査が行われています。なお、同年度末現在で、6 件が国庫に帰属しました。

図－１１ 国庫に帰属された森林の例



注：線で囲まれた部分が国庫に帰属された森林。

事例 27 相続土地国庫帰属制度の適切な運用に向けた協力

(中部森林管理局)



- ・岐阜県 国庫帰属森林
- ・(左) 国庫帰属した森林の様子(令和5(2023)年7月)
- ・(右) 実地調査の様子(令和5(2023)年7月)

中部森林管理局では、岐阜地方法務局が受け付けた申請について、書面調査に協力するとともに、令和5(2023)年7月に法務局が行った実地調査に同行し、国庫帰属の要件審査に協力しました。今回審査対象となったのは、岐阜県に所在する面積約0.03haの森林で、法務局による審査の結果、国庫に帰属し、東濃森林管理署が管理することになりました。

今後も実地調査や書面調査を通じて法務局の審査に協力し、所有者不明土地の発生の抑制に貢献していきます。

6 国有林野の事業運営

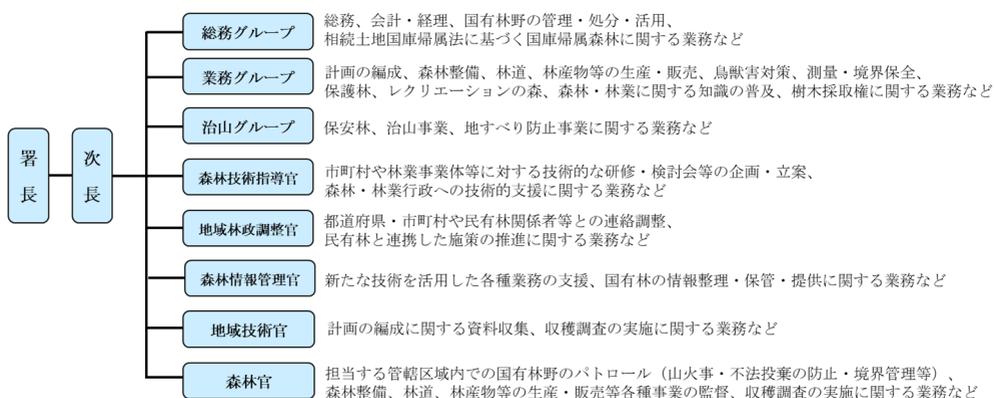
国有林野事業は、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署等の下、民間事業者へに委託できる事業は基本的に委託するとともに、情報システムの活用等に取り組み、効率的な管理経営に努めています。

(1) 民間委託の推進

国有林野事業における森林整備等の実施については、民間事業者への委託を基本としており、伐採（素材生産）や植栽及び保育について、そのすべてを民間委託により実施しました。

なお、林業の現場での労働安全衛生の確保が図られるよう、契約時における安全指導や請負実行中の現場巡視等に引き続き取り組んでいます。

図－12 代表的な森林管理署の事業実施体制



表－２３ 請負事業等における重大な災害の発生状況

区 分		重大な災害の発生件数		
		(参考) 令和3(2021)年度	(参考) 令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
請負事業	素材生産・造林請負	1	1	3
	林道	0	0	0
	治山	2	0	1
	その他	0	0	0
立木販売		0	1	0
合 計		3	2	4

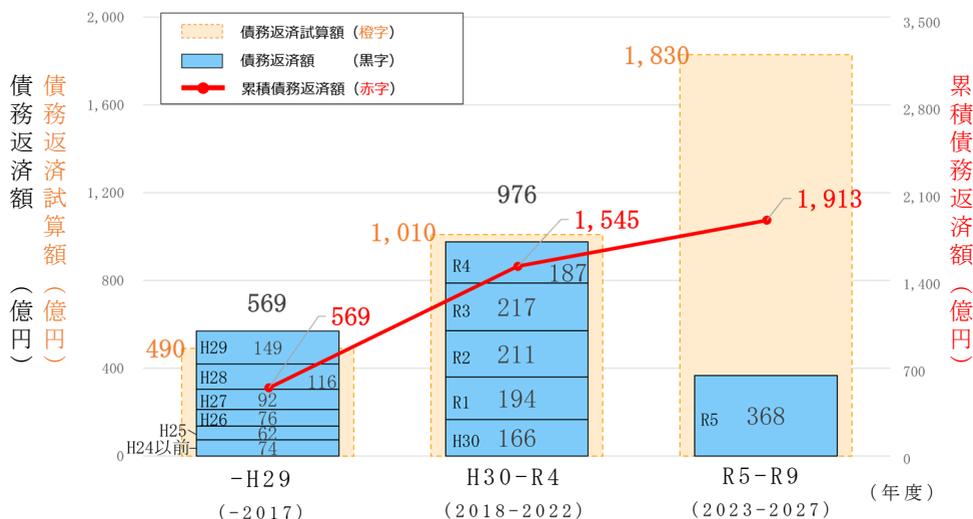
注：重大な災害は、①死亡災害、②労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、③同一災害で3名以上の被災者を出した災害、④第三者を死傷させた事故、⑤その他特に異例な事故又は災害である。

(2) 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野の管理経営に当たっては、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保やコスト縮減等による計画的かつ効率的な事業の実行に努めています。

平成24(2012)年度末に国有林野事業特別会計に属していた債務1兆2,721億円については、一般会計への移行に伴い設置された国有林野事業債務管理特別会計に承継し、林産物収入等により返済することとされており、令和5(2023)年度は368億円の返済を行い、累積債務返済額は1,913億円となっています。

図－13 国有林野事業の債務返済状況



- 注 1：債務返済試算額は、平成 24(2012)年 3 月 29 日及び令和 5(2023)年 12 月 21 日の林政審議会で公表した試算。
- 2：金額は四捨五入した数値。
- 3：-H29(-2017)の累積債務返済額は平成 29(2017)年度末時点、H30-R4(2018-2022)の累積債務返済額は令和 4(2022)年度末時点の額。

表－24 国有林野事業収入の状況 (単位：億円)

区分	(参考) 令和 3(2021) 年度	(参考) 令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
林産物等収入	365	390	375
貸付料収入	30	29	29
林野・土石売払代	6	6	9
計	401	426	413

注：計の不一致は、四捨五入による。



林産物等販売の状況

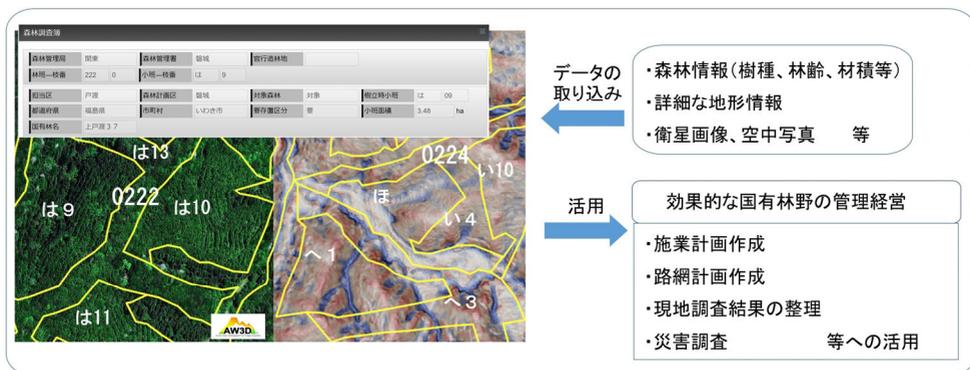
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html

(3) 情報システムの活用とICT（情報通信技術）の導入

事務処理の効率化を図るため、国有林野情報管理システム[※]等の安定的な稼働やネットワークを通じた、組織内外への円滑な情報共有等に努めています。

事業実施に当たって、衛星画像や地形の詳細な情報等が利用できる国有林GISを活用し、施業計画の作成とともに、森林施業や路網整備、災害調査等の様々な事業の効果的・効率的な実行に取り組んでいます。また、森林調査等へのレーザ計測や衛星測位システム（GNSS）[※]の活用等、ICT（情報通信技術）の導入にも取り組んでいます。

図－14 国有林GISの活用



事例 28 UAV レーザ計測による立木調査等業務の実施

(林野庁)



- ・高知県しまんと四万十市まりがうちやま 森ヶ内山国有林
- ・(左) UAV レーザ計測に使用する無人航空機 (令和6(2024)年2月)
- ・(右) UAV レーザ計測による立木調査の様子 (令和6(2024)年2月)

林野庁では、リモートセンシング技術等の活用に向けた検討を進めており、この一環として UAV*レーザ計測による立木調査の効率化・省力化に取り組んでいます。

令和元(2019)年度及び令和3(2021)年度は、現地実証により、UAVレーザで計測した3次元点群データから得られる林分情報等から立木本数や胸高直径を推定し、林分材積の把握方法の検証に取り組みました。

これを踏まえ、令和4(2022)年度には近畿中国森林管理局管内の伐採予定箇所(約10ha)、令和5(2023)年度には四国森林管理局管内の伐採予定箇所(約12ha)において、UAVレーザ計測による立木調査を実施し、その結果、一定程度まとまりのある森林での立木調査業務の効率化に寄与する可能性が確認されました。

引き続き、各森林管理局における試行等に取り組み、各地域の特徴を踏まえた立木調査の効率化・省力化を進めていきます。

*UAV (Unmanned Aerial Vehicle、無人航空機)

(4) 安全・健康管理対策の推進

令和5(2023)年度の職員の災害の発生件数は33件で、令和4(2022)年度と比べて2件減少しました。

引き続き、重大災害の根絶はもとより、災害の未然防止に向けた取組を推進するとともに、日頃から職員のストレス状況の把握や要因の軽減等心の健康づくり対策にも力を入れることにより、職員の安全確保と心身両面にわたる健康づくりを進めています。

表－25 職員の災害の発生状況

(単位：件)

区 分	災害発生件数			
	死亡	重傷	軽傷	合計
(参考) 令和3(2021)年度	0(0)	7(24)	22(76)	29(100)
(参考) 令和4(2022)年度	0(0)	8(23)	27(77)	35(100)
令和5(2023)年度	0(0)	8(24)	25(76)	33(100)

注1：重傷は、休業日数8日以上を負傷である。

2：()書は、合計に占める災害の程度別の比率(%)である。

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

森林技術総合研修所や各森林管理局では、「国民の森林」である国有林野の管理経営を始め、森林経営管理制度を踏まえた民有林への指導やサポート等森林・林業施策全体の推進に貢献できる人材を育成するため、森林・林業に関する専門的かつ幅広い知識や技術等について、研修等を実施しています。

令和5(2023)年度には、低コストで効率的な伐採・採材・搬出や、木材の流通・加工、民有林との連携等に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修、森林総合監理士等の育成に資する研修等を実施しました。令和5(2023)年度の森林管理局・署における森林総合監理士の合格者数は24名で、現役職員の登録者数は172人です。

また、継続してOJT^{*}、地方公共団体職員との合同研修等、地方公共団体等との人事交流に取り組みました。

表－26 森林管理局・署等における森林総合監理士の育成状況

区 分	人 数
令和5(2023)年度の森林管理局・署等における合格者数	24名
現役職員の登録者数	172名
(参考) これまでの累計合格者数	311名

事例 29 地方公共団体職員等との森林整備に係る技術研修

(森林技術総合研修所)



- ・東京都八王子市 森林技術総合研修所
- ・グループ討議の様子
(令和5(2023)年12月)



- ・山梨県上野原市西原
うえのほらしきいほら
- ・再造林実施箇所の現地見学の様子
(令和5(2023)年12月)

森林技術総合研修所では、林業イノベーション等についての知識及び技術を習得させ、森林整備事業等の適切な運用や林業事業者等に対する適切な指導ができる技術者を育成するため、令和5(2023)年度に地方公共団体職員と森林管理局・署等職員を対象とした森林整備研修を実施しました。

4日間の研修では、32名の研修生が林業イノベーションの現状や森林組合職員を講師に招いた林業事業者育成に関する講義、確実な再造林の推進策に関するグループ討議、再造林実施箇所の現地見学等を通じて、知見を深めました。

林業機械の自動化・遠隔操作化等の先進的な取組を研修科目に取り込むなど内容の充実を図りながら、引き続き、技術者の育成に向けた研修を行っていきます。

(2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の資源でもあることから、森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命です。

そのため、林産物の安定供給、事業の民間委託や技術指導等による林業事業者・人材の育成、野生鳥獣被害への対策、国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定、森林空間の総合利用、民有林と連携した森林施業等の推進、山地災害の防止等を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉や安全の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に貢献しています。

事例 30 島根県との「林業技術の相互供与等に関する協定」 の締結

(近畿中国森林管理局 島根森林管理署)



- ・島根県松江市 島根県庁
- ・「林業技術の相互供与等に関する協定」
の締結（令和5(2023)年8月）

- ・島根県^{おおだ}大田市 民有林
- ・島根県と共同で開催した実技講習会
（ドローンの計画飛行と撮影した画像のオルソ化実演）
（令和5(2023)年8月）

島根森林管理署では、令和5(2023)年8月に島根県と「林業技術の相互供与等に関する協定」を締結しました。島根県では、島根県農林水産基本計画において、林業の生産コスト低減や林業就業者の確保などによる循環型林業の実現を掲げており、協定の締結により、技術供与や業務での連携を強化し、民国一体となって循環型林業に向けて取り組むこととなりました。

令和5(2023)年度は、AI搭載型ドローンを活用した林内自動飛行による資源調査の実証事業や、ドローンで撮影した画像のオルソ化の実技講習会など、地域のニーズを踏まえた現地検討会等を開催し、林業技術の普及に努めました。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

国有林野事業では、東日本大震災からの復旧・復興に当たって、地域に密着した国の機関として、復興に必要な国有林野の活用等地域の期待に応えた取組を継続しています。

被災した海岸防災林の復旧・再生については、樹木の生育基盤造成・植栽が完了し、企業・NPO等の民間団体の協力も得ながら、植栽後の下刈り等の保育事業を実施しています。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、関係機関と協力しながら、市町村からの要望等に基づき、生活圏周辺の国有林野の除染に取り組むこととしています。避難指示区域等の福島県内の里山で、安心して利用できるような環境づくりを推進する「里山再生事業」に関係省庁と協力して取り組んでおり、対象地区の国有林野で間伐等の森林整備を実施しています。また、国有林野事業として森林整備等の管理経営を推進することで、森林・林業の再生を始めとする地域の復興に貢献しています。

国有林野事業における東日本大震災に関する情報



https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/higashinohon.html

事例 31 10年目を迎えた環境放射線モニタリング調査事業

(関東森林管理局 森林放射性物質汚染対策センター)



- ・福島県内国有林
- ・空間線量率測定の様子
(令和5(2023)年7月)



- ・福島県内国有林
- ・伐倒調査木の樹皮を部分採取している様子(令和5(2023)年8月)

森林放射性物質汚染対策センターでは、避難指示が解除された森林での施業を円滑に再開していくため、平成26(2014)年度から国有林内の空間線量率や放射性物質による立木・土壌の汚染実態を調査しています。

本調査は令和5(2023)年度で10年目を迎えたところです。調査区域の空間線量率は、各年度の測定時の現地条件等が異なるものの、約6割程度低減していることが分かりました。

この間、森林内の放射性セシウムは、その多くが土壌に移行しており、現在の森林内の空間線量率は、放射性セシウムが存在する土壌の深さに影響されることが確認されました。

今後、福島県の森林・林業の復興に向けて、これまでの調査結果を踏まえつつ、引き続き空間線量率の実態把握など森林内の放射性物質の動態を調査していきます。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで職員団体との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところです。一般会計の下での管理経営においても、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めていきます。

参考

1 用語の解説

用語	解説	頁
いくせいふくそうりん 育成複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に植林を行うこと等によりつくられる、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林（複層林）。	14
いっかんさぎょう 一貫作業システム	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのことであり、伐採時に使用した林業用機械等を活用し、地拵えから植栽までの省力化・効率化を図ることによってコスト低減、工期の短縮が可能。	30
えいせいそくい 衛星測位システム (GNSS)	Global Navigation Satellite System の略で、人工衛星を利用した全世界測位システム。GPSのほか、我が国が運用する準天頂衛星システム「みちびき」などの電波を受信することによって、森林内での正確な位置の把握が可能となる。	86
かんぼつ 間伐	育てようとする樹木同士の競争を軽減するため混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。	14
きこうへんどうてきおうけいかく 気候変動適応計画	「気候変動適応法」に基づき策定されている計画。気候変動の影響による被害を防止・軽減するための7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が示されている。	22
グリーン・サポート・ スタッフ(GSS:森林 保護員)	巡視、入山者への指導・啓発、簡易な施設補修、巡視結果の取りまとめ等を行う国の非常勤職員。	51
こうえきてききのういじぞうしん 公益的機能維持増進 協定制度	「森林法」の規定に基づき、国有林野の公益的機能の維持増進を図るために必要であると認められる場合に、森林所有者と森林管理局長が協定を締結し、国有林野事業により民有林野の一体的な整備・保全を行うことを可能とする制度。	80

用語	解説	頁
こうしん 更新	伐採等により樹木が無くなった箇所において、植林を行うことや天然力の活用等により森林の世代が替わること。	23
ごうはん 合板	素材（丸太）から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。	65
こくゆうりん 国有林モニター	国有林野に関心のある国民へ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換等を通じていただいた意見・要望等を管理経営に活用するための制度。モニターは、公募により選定。	40
こくゆうりんやじょうほうかんり 国有林野情報管理システム	国有林野事業に係る伐採・造林や販売、貸付け等の実行、それに伴う契約・収入・支出の管理等に関する事務処理を効率的に行うためのシステム。	86
こじゃんと1号、2号	四国森林管理局森林技術・支援センターが開発した、低コストで、軽量で組立てが容易な小型囲いわな。	55
こぼやししきゆういんほかくほう 小林式誘引捕獲法	林野庁の職員が開発した改良型わなの一つ。くくりわなの周囲に石やシカを誘引するための餌をドーナツ状に設置し、前足がわなにかかりやすくなるよう工夫することで、シカに警戒されにくく簡単に効率よく捕獲することができる。	55
コンテナ苗	専用の容器（コンテナ）によって育成した根鉢付きの苗のこと。根の不適切な成長（根巻き）の防止や、成長しすぎた根の切断（根切り）作業等が不要となるよう設計されており、一般的に裸苗に比べて育苗期間が短いことに加え、育苗作業の効率化や労働負荷の軽減が可能。また、通常の植栽適期（春や秋）以外でも高い活着率が見込めることから植栽適期の拡大が期待できる。	30

用語	解説	頁
<small>こんめい</small> 昆明・モンテリオール <small>せいぶつたようせいわくぐみ</small> 生物多様性枠組	2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された、2030年までの新たな世界目標。2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」などが盛り込まれた。30by30目標の達成に向け、国有林野では保護林及び緑の回廊が保護地域に位置付けられている。	25
<small>ほんばい</small> システム販売	「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて安定的に供給すること。	65
<small>しぜんさいせいじぎょうじっしけいかく</small> 自然再生事業実施計画	「自然再生推進法」の規定に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生、若しくは創出、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。	62
<small>したがり</small> 下刈り	植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後の数年間、毎年、夏期に行う。	23
<small>しちょうそんしんりんせいびけいかく</small> 市町村森林整備計画	「森林法」の規定に基づき、市町村が、管内の民有林を対象に森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林の施業及び保護等の規範を示し、適切な森林整備等を推進するために5年ごとにたてる10年間の計画。	38
<small>しゅうせいざい</small> 集成材	板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるよう、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と、階段材、床材等の造作用集成材に大別される。	65

用語	解説	頁
じゅもくさいしゅけんせいど 樹木採取権制度	国有林野の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権を民間事業者を設定できる制度。 地域の民間事業者が対応可能な 200～300ha 程度・年間数千 m ³ 程度の素材生産量を想定し、権利存続期間は 10 年を基本に運用。	5
じよぼつ 除伐	育てようとする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	23
しんこうこんこうりん 針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。	25
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植付、種子の播付等の人為的な方法により森林を造成すること。	23
じんこうりん 人工林	人工造林によって成立した森林。	1
しんりんけいえいかんりせいど 森林経営管理制度	経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる制度。	34
しんりんさぎょうどう 森林作業道	特定の者が森林施業のために継続的に利用する道であり、フォワーダ等の林業機械や 2t 積程度の小型トラックの走行を想定するもの。	20
しんりんそうごうかんりし 森林総合監理士 （フォレスター）	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村及び地域の林業関係者への技術的支援を的確に実施する者。平成 25(2013)年度から資格試験が開始。	38
せいたいけい い じ かいふく じぎょう 生態系維持回復事業 計画	「自然公園法」の規定に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。主にシカによる自然植生等への食害、他地域から侵入した動植物による在来の動植物の駆逐等の問題を受け、生態系を積極的に維持又は回復をしていく措置を講じるもの。	62
せいぶつ たようせい こっか せんりやく 生物多様性国家戦略 2023-2030	「生物多様性基本法」に基づき策定されている生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。	25

用語	解説	頁
せかいしぜんいさん 世界自然遺産	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件。世界的な見地から見て、生物群等から成る特徴のある自然の地域、脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地、自然の風景地であって、観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するものであることが必要である。	2
せぎょう しんりんせぎょう 施業（森林施業）	目的とする森林を造成、維持するために行う植林、下刈り、除伐、間伐等の森林に対する人為的な働きかけ。	11
そうせいじゆ 早生樹	センダンやコウヨウザン等の短期間で成長して早期に活用できる樹種。	29
そざい まるた はんばい 素材（丸太）販売	間伐等の森林整備によって得られた丸太を販売すること。	67
ちいきかんりけいえいけいかく 地域管理経営計画	「国有林野の管理経営に関する法律」の規定に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量等について、森林管理局長が流域ごとにたてる5年間の計画。	40
ちきゅうおんだんかたいさくけいかく 地球温暖化対策計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する地球温暖化に関する政府の総合計画。	22
ちようぼつきか 長伐期化	通常、主伐が行われる林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍以上の林齢で主伐を行う森林施業の一形態。	25
きり つる切	育てようとする樹木に巻き付くつる類を取り除くこと。通常、下刈りを終了してから、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	23
てんねんこうしん 天然更新	自然に落ちた種子が発芽して成長する場合と樹木の根株からの発芽等により成長する場合がある。必要に応じてササ類の除去や発芽後の本数調整等の人手を補助的に加えることもある。	23
てんねんりん 天然林	主として天然力によって成立した森林。	1

用語	解説	頁
とくていなえぎ 特定苗木	<p>特定母樹から採取された種穂から育成された苗木。なお、特定母樹は、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するものであり、指定基準としては、同様の環境下の対照個体と比較して、成長量がおおむね 1.5 倍以上、材の剛性が優れ、通直であり、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等と定められている。</p>	29
ドローン	<p>UAV (Unmanned Aerial Vehicle、無人航空機) の一種で、小型軽量で 4 つの回転翼を持つタイプが普及している。森林・林業分野では、カメラを搭載し空撮や計測を行うほか、苗木等の資機材の運搬等に活用されている。</p>	6
きょうてい パリ協定	<p>平成 27(2015)年の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において採択された令和 2(2020)年以降の国際的な地球温暖化対策の法的枠組み。</p>	11
ぶんしゅうりんせいど 分収林制度	<p>森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の 2 者又は 3 者で契約を結び、森林を造成し、販売収益を一定の割合で分け合う制度。国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、生育途上の森林について、契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。</p>	44
ほあんりん 保安林	<p>水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、「森林法」の規定に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。指定されると、伐採等に一定の制限が課せられる。</p>	2
ほいく 保育	<p>更新後、伐採するまでの間に、育てようとする樹木の成長を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。</p>	23
ほごぞうしよくじぎょうけいかく 保護増殖事業計画	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」の規定に基づき、国内希少野生動植物種のうち、その個体の繁殖の促進、生息・生育地等の整備等を行う必要がある場合に策定される計画。</p>	62

用語	解説	頁
りゅういきちすい 流域治水	河川流域全体のあらゆる関係者が共同し、流域全体で水害を軽減させる治水対策。（令和3（2021）年3月30日に流域治水プロジェクトとして全国109の一級水系全てにおいてとりまとめ一斉に公開。）	16
りゅうぼくはんばい 立木販売	樹木を立木のまま販売する方法。（67ページの図-8参照。）	9
りんぎょうせんようどう 林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する林道であり、10t積程度のトラック等の走行を想定するもの。	20
ろもう 路網	森林内にある公道、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要となる。	20
G I S	Geographic Information System（地理情報システム）の略。森林の境界や路網、地形等の空間的な情報と、機能類型や樹種等の情報を結合し、視覚的な表示や高度な分析等を行うシステム。	6
ほかくつうち I C T捕獲通知システム	ドローンや簡易無線LPWA（Low Power Wide Area）等を活用することにより、複数のわなの作動状況を遠隔で通知して確認することができるシステム。	55
N P O	Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人（NPO）等。ボランティア活動を始めることとする社会貢献活動を行うことを目的としている。	25
O J T	On-the-Job Training（職場内訓練）の略で、仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させること。	89
S D G s じぞくかのう かいほつもくひょう （持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goalsの略で、平成27（2015）年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標。SDGsでは、17の目標と169のターゲットで構成される。国有林野の管理経営は、目標6、13、15等様々な目標に貢献する。	11

2 林野庁、森林管理局等のホームページ

林野庁		四国森林管理局	
北海道森林管理局		九州森林管理局	
東北森林管理局		森林技術総合研修所	
関東森林管理局		森林・林業基本計画	
中部森林管理局		国民の森林「国有林」	
近畿中国森林管理局		国有林野の管理経営に関する基本計画	

その他附属機関のホームページアドレスについては、以下ホームページに掲載しています。

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
(国有林野事業の状況報告)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html



3 令和6(2024)年度の国有林野事業の主要取組事項

「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献することとして、国土強靱化基本計画に基づく治山対策、地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成、「新しい林業」の実現に向けた技術開発と民有林への普及等の取組を推進していきます。

■令和6(2024)年度における特徴的な取組

○スギ花粉発生源対策の加速化

○令和6年能登半島地震への対応

○総合評価簡易型落札方式や樹木採取権を通じた事業者の育成

■主要事業予定量

区 分		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
人工造林面積(万 ha)		0.9<0.9>	1.0
下刈り面積(万 ha)		4.1<4.1>	3.1
間伐面積(万 ha)		10.0<8.5>	10.0
林道の新設延長(km)		81<77>	52
販売量(万 m ³)	立木販売	897<255>	916
	素材販売	325<316>	343

注1：令和5(2023)年度予定量と令和6(2024)年度予定量である。

注2：令和5(2023)年度の<>書は実績である。

注3：間伐面積は、森林吸収源対策として把握する面積である。

注4：林道には、林業専用道を含む。

注5：立木販売の販売量は、立木材積であり、官行造林の伐採に係る予定量を含む。

注6：素材販売の販売量は、丸太材積である。

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

